

野田村過疎地域持続的発展計画

(令和8年度～令和12年度)

令和8年3月
岩手県野田村

目 次

1	基本的な事項	1
(1)	野田村の概況	1
ア	村の諸条件の概況	1
イ	過疎の状況	1
ウ	今後の発展と方向	2
(2)	人口及び産業の推移と動向	2
ア	人口の推移と動向	2
イ	今後の人口及び世帯数の見込み	3
ウ	産業の推移と動向	5
(3)	行財政の状況	7
ア	行政の状況	7
イ	財政の状況	8
ウ	公共施設整備の現況と動向	9
(4)	地域の持続的発展の基本方針	10
(5)	地域の持続的発展のための基本目標	11
ア	基本目標	11
イ	人口に関する目標	11
ウ	その他、地域の実情に応じ、地域の持続的発展のための基本となる目標	12
(6)	計画の達成状況の評価に関する事項	12
(7)	計画期間	12
(8)	公共施設等総合管理計画との整合	12
2	産業の振興	15
(1)	現況と問題点	15
ア	農業	15
イ	林業	15
ウ	水産業	15
エ	商工業	16
オ	観光	16
カ	起業の促進、雇用対策	17
(2)	その対策	17
ア	農業	17
イ	林業	17
ウ	水産業	18
エ	商工業	18

オ	観光	18
カ	起業の促進、雇用対策	19
(3)	計画	19
(4)	産業振興促進事項	22
ア	産業振興促進区域及び振興すべき業種	22
イ	当該業種の振興を促進するために行う事業の内容	22
(5)	公共施設等総合管理計画との整合	22
3	教育の振興	22
(1)	現況と問題点	22
ア	学校教育	22
イ	生涯学習・生涯スポーツの振興	22
ウ	学びの環境づくり	23
(2)	その対策	23
ア	学校教育	23
イ	生涯学習・生涯スポーツの振興	24
ウ	学びの環境づくり	25
(3)	計画	25
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	27
4	子育て環境の確保、高齢者等の保健、福祉の向上及び増進	27
(1)	現況と問題点	27
ア	子育て支援、少子化対策	27
イ	高齢者福祉	27
ウ	障がい者福祉	28
エ	地域福祉	28
オ	保健活動	28
(2)	その対策	28
ア	子育て支援、少子化対策	28
イ	高齢者福祉	29
ウ	障がい者福祉	29
エ	地域福祉	29
オ	保健活動	30
(3)	計画	30
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	34
5	医療の確保	34
(1)	現況と問題点	34
(2)	その対策	34
(3)	計画	34

(4) 公共施設等総合管理計画との整合	35
6 生活環境の整備	35
(1) 現況と問題点	35
ア 水道施設・汚水処理対策の推進	35
イ 廃棄物処理	35
ウ 消防防災	35
エ 住宅	36
オ 公園・緑地	36
カ 交通安全対策	37
キ 防犯対策	37
ク 自然環境	37
(2) その対策	37
ア 水道施設・汚水処理対策の推進	37
イ 廃棄物処理	37
ウ 消防防災	38
エ 住宅	39
オ 公園・緑地	39
カ 交通安全対策	39
キ 防犯対策	39
ク 自然環境	39
(3) 計画	39
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	41
7 地域における情報化	41
(1) 現況と問題点	41
(2) その対策	41
(3) 計画	41
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	41
8 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	42
(1) 現況と問題点	42
ア 移住・定住・地域間交流の促進	42
イ 人材育成	42
(2) その対策	42
ア 移住・定住・地域間交流の促進	42
イ 人材育成	43
(3) 計画	43
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	43

9	交通施設の整備、交通手段の確保	43
(1)	現況と問題点	43
ア	公共交通施策	43
イ	道路整備	44
(2)	その対策	44
ア	公共交通施策	44
イ	道路整備	44
(3)	計画	45
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	46
10	再生可能エネルギーの利用推進	46
(1)	現況と問題点	46
(2)	その対策	46
(3)	計画	46
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	47
11	集落の整備	47
(1)	現況と問題点	47
ア	村政参加（地域づくり）	47
イ	住宅、土地利用	47
(2)	その対策	47
ア	村政参加（地域づくり）	47
イ	住宅、土地利用	48
(3)	計画	48
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	48
12	その他地域の持続的発展に関し必要な事項	48
(1)	現況と問題点	48
ア	地域環境	48
イ	広聴広報の充実、情報公開の推進	48
ウ	男女共同参画	49
エ	行財政	49
オ	更新・統廃合・長寿命化・除却	49
(2)	その対策	50
ア	地域環境	50
イ	広聴広報の充実、情報公開の推進	50
ウ	男女共同参画	50
エ	行財政	50
オ	更新・統廃合・長寿命化・除却	51
(3)	計画	51

(4) 公共施設等総合管理計画との整合	52
事業計画（令和8～12年度）過疎地域持続的発展特別事業分（再掲）	53

1 基本的な事項

(1) 野田村の概況

ア 村の諸条件の概況

① 位置・面積、自然的条件

本村は、岩手県の北東部、北上山地の沿岸部に位置し、北部及び西部は久慈市、南部は普代村及び岩泉町に接し、東部は太平洋に面した東西11.3km、南北13.8km、総面積80.80km²である。

気候は、夏季に海流の影響によるヤマセ（冷たく湿った東よりの風）が発生し、冷涼湿潤な地帯であるが、冬季は比較的温暖である。

降水量は、年間平均1,000mmの少雨域で、積雪量も比較的少ないが春先に大雪をみることがある。

② 歴史的・地理的条件

太古の時代は、蝦夷地の一角であったが、明治維新後は、九戸県に属し、更に八戸県、三戸県、江刺県、盛岡県と変遷をたどり、明治5年には岩手県に編入、同22年の市町村制の実施に際し、野田、玉川両村が合併して野田村となった。以来、今日に至っている。

本村は、久慈地区広域市町村圏の南に位置し、村内には国道45号と三陸鉄道北リアス線が並走しており、南北方向の交通路が整備されている。

さらに、三陸沿岸道路野田インターチェンジが整備され、各主要都市へのアクセスが改善している。

主要都市への距離及び車での所要時間は、県庁所在地の盛岡市まで約150km（約2時間10分）、北東北沿岸部の中核都市である青森県八戸市まで約65km（約1時間05分）、経済圏を一つにする久慈市まで約10km（約15分）、東北新幹線を利用する際の最寄り駅となる二戸市まで約65km（約1時間15分）である。

③ 経済的諸条件の概要

本村では第3次産業就業者が多く、近隣市町村に仕事に出る者が多い状況にある。

また、産業は地域活力の原動力であることから、第1次産業では生産者と連携し、品質の向上及びブランド化に取り組むとともに、木質バイオマス発電所との連携による林業の活性化、エネルギーの地産地消に取り組んでいる。

イ 過疎の状況

① これまでの流れ

本村の人口は昭和5年から昭和35年にかけて大幅に増加したが、昭和35年の5,935人をピークに、その後減少傾向が続き、年少人口及び生産年齢人口の減少が進む一方で老年人口が増加してきた。人口減少は生産年齢人口の進学や就職・結婚により近隣都市へ村民が流出したことが原因と考えられ、それに対応すべく簡易水道や下水処理施設の整備、村営住宅の整備による生活環境の改善、医療費の助成及び保育料の負担軽減など住みよいむらづくりに向けた施策を講じてきたところである。このことにより、合計特殊出生率は改善傾向が見られ、平成25年に1.85と全国平均及び県平均より高い水準となっている。

しかし、人口の減少は続き、平成29年4月1日に施行された「過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律(平成29年法律第11号)」により過疎地域として指定を受けた。

また、令和3年4月1日に施行された「過疎地域の持続的発展に関する特別措置法」におい

でも過疎地域として指定を受けている。

② 現況と今後の見通し

生活基盤や道路交通網の整備、利用者ニーズに沿った村営バスの運行、ブロードバンド施設環境の整備などにより、交通や情報通信格差の縮小が図られてきた。

しかし、人口の推移を見ると、学卒者を中心とした若年層の人口流出と、近年の少子化傾向により、依然として人口減少が進行しているとともに、高齢化率も40.9%（令和7年10月1日現在）と、村民の約3人に1人が65歳以上の高齢者で占められ、医療・福祉や公共交通機関へのニーズが高まる一方で、それを支える人材不足、財政負担の増大などが懸念される状況にある。

また、農業・林業・漁業などの第1次産業を基礎とする本村の産業において、就業者の高齢化や就業人口の減少が進み、主要産業は第1次産業から第3次産業へと推移してきている。本村は外海をいかした水産業の振興や、ワイナリーの完成に伴う山ぶどうの生産量拡大に対する期待が高まってきており、第1次産業の後継者不足への対応が重要な課題となっている。

今後は、これまでに整備した社会資本の効果的活用とともに、生活環境の充実や産業、教育文化の振興を図り、若年層の定住促進と交流人口の拡大を図らなければならない。

また、ますます進む少子高齢化社会への総合的対応も急務となっている。

ウ 今後の発展と方向

進行する人口減少への対策として、地域における安定した雇用を創出するため、本村の特徴である豊かな自然や食などをいかした産業の発展を図るとともに、第1次製品の生産量を増やすことで雇用の創出をめざし、本村で働きたい若者の雇用の確保を推進していく。

また、本村と産業団体が一体となり、地元産物の高付加価値化やブランド化の促進、観光産業等との連携を深めながら、生産者の所得の向上と後継者育成を図る。

本村で多くの人が子どもを産み育て住み続けることができるよう、環境の整備や経済的負担の軽減、魅力ある住宅の確保など、多様化するニーズに応えるため、各種施策を推進する。

さらに、高齢者がいつまでも元気で生きがいを持った生活が送れるよう支援し、村民の生命と健康を守るため、保健、福祉事業との連携を図りながら、包括的なサービスの提供に努める。

近隣中核病院等の関係機関と連携し、広域医療・地域医療体制の充実を図る。

青少年や成人に対しては、環境保全、産業振興、地域文化の伝承、福祉ボランティアなどのさまざまな分野の学習機会を提供し、本村の未来を担う人材育成に力を入れる。

久慈管内や近隣市町村との広域的な機能分担と連携の強化を図りながら、環境美化意識の啓発、上下水道の整備促進、景観形成や住宅対策などによる魅力ある集落整備による定住を目指した生活環境の充実を図る。

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア 人口の推移と動向

本村の総人口は、表1のとおりで、昭和35年の5,935人をピークにそれ以降おおむね減少傾向にあり、平成17年に5,019人、平成27年に4,149人、令和2年に3,936人にまで減少した。年齢別では、14歳以下の年少人口は、令和2年に429人と昭和55年の1,517人の約3分の1となっており、また、15歳から64歳の生産年齢人口は令和2年には1,989人まで減少している。65歳以上

の老年人口は、昭和55年に579人（10.9%）であったものが、令和2年度は1,513人（38.4%）に増加し、高齢化が進んでいる。

人口減少の主な要因は、進学期や就職期における若い世代の人口流出と考えられ、若年女性の減少が特に顕著となっている。

また、本村の性別・年齢別未婚率の推移によると、25歳から34歳及び45歳から49歳以上、女性は20歳から29歳及び40歳以上で上昇しており、晩婚化の進行や生涯未婚者が増加しているものと推測できる。

村外からの転入では、長年減少傾向が続き、平成23年に初めて100人を下回り、その後は一時的に増加傾向に転じていたが、平成29年に再び100人を下回った。現在は100人程度で推移しており、男性が就職や転勤、転職による転入が多く、女性では婚姻による転入が多いと見込まれる。転出数は、減少傾向が続いていたが、100人程度の水準で推移しており、転出数が転入数を上回って推移している。

イ 今後の人口及び世帯数の見込み

本村の将来人口は、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、令和22年には2,667人になると見込まれており、更に令和32年には2,104人まで減少すると予測されている。仮に出生率が国の示す人口置換水準である2.07に達した場合においても、令和22年の人口は3,099人、令和32年には2,778人となり、3,000人を割り込むことが予測される。そのため、各種施策を推進し、可能な限り人口減少を抑制させ、表2のとおり、「野田村まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「野田村人口ビジョン」に掲げる、令和22年に3,230人、令和32年に2,918人の人口を確保することを目指す。

世帯数については、1世帯あたりの平均人員の減少傾向も続くと思われるため、世帯数は横ばいないし微増傾向で推移するものと予想される。

表1 人口の推移（国勢調査）

区 分	昭和35年			昭和40年			昭和45年			昭和50年			昭和55年		
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率		
総 数	人 5,935	人 5,631	% △5.1	人 5,863	% 4.1	人 5,168	% △11.9	人 5,304	% 2.6						
0歳～14歳	2,453	2,208	△10.0	2,013	△8.8	1,692	△15.9	1,517	△10.3						
15歳～64	3,134	3,040	△3.0	3,414	12.3	2,975	△12.9	3,208	7.8						
うち15歳 ～29歳(a)	1,286	1,054	△18.0	1,069	1.4	908	△15.1	985	8.5						
65歳以上 (b)	348	383	10.1	436	13.8	498	14.2	579	16.3						
(a)/総数 若年者比率	21.7%	18.7%	—	18.2%	—	17.6%	—	18.6%	—						
(b)/総数 高齢者比率	5.9%	6.8%	—	7.4%	—	9.6%	—	10.9%	—						

区分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 5,382	% 1.5	人 5,285	% △1.8	人 5,204	% △1.5	人 5,195	% △0.2	人 5,019	% △3.4
0歳～14歳	1,338	△11.8	1,145	△14.4	1,066	△6.9	953	△10.6	723	△24.1
15歳～64 うち15歳 ～29歳(a)	3,351	4.5	3,315	△1.1	3,155	△4.8	3,053	△3.2	2,952	△3.3
	1,045	6.1	945	△9.6	847	△10.4	761	△10.2	677	△11.0
65歳以上 (b)	693	19.7	825	19.0	983	19.2	1,189	21.0	1,344	13.0
(a)/総数 若年者比率	% 19.4	—	% 17.9	—	% 16.3	—	% 14.6	—	% 13.5	—
(b)/総数 高齢者比率	% 12.9	—	% 15.6	—	% 18.9	—	% 22.9	—	% 26.8	—

区分	平成22年		平成27年		令和2年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 4,632	% △7.7	人 4,149	% △10.4	人 3,936	% △5.1
0歳～14歳	526	△27.2	434	△17.5	429	△1.2
15歳～64 うち15歳 ～29歳(a)	2,713	△8.1	2,261	△16.7	1,989	△12.0
	583	△13.9	435	△25.4	358	△17.7
65歳以上 (b)	1,393	3.6	1,452	4.2	1,513	4.2
(a)/総数 若年者比率	12.6%	—	10.5%	—	9.1%	—
(b)/総数 高齢者比率	30.1%	—	35.0%	—	38.4%	—

表2 人口の見通し（野田村人口ビジョン）

区分	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年
総人口	3,836	3,622	3,415	3,230
年少人口 0歳～14歳	403 (10.5%)	396 (10.9%)	389 (11.4%)	446 (13.8%)
生産年齢人口 15歳～64歳	1,874 (48.9%)	1,721 (47.5%)	1,593 (46.7%)	1,434 (44.4%)
老年人口 65歳以上	1,559 (40.6%)	1,505 (41.6%)	1,433 (41.9%)	1,349 (41.8%)

区分	令和27年	令和32年	令和37年	令和42年
総人口	3,051	2,918	2,806	2,706
年少人口 0歳～14歳	437 (14.4%)	460 (15.7%)	471 (16.8%)	484 (17.9%)
生産年齢人口 15歳～64歳	1,388 (44.8%)	1,332 (45.7%)	1,301 (46.4%)	1,302 (48.1%)
老年人口 65歳以上	1,246 (40.8%)	1,126 (38.6%)	1,034 (36.8%)	920 (34.0%)

ウ 産業の推移と動向

① 現況

本村の産業構造は、表3のとおりで、第1次産業の就業人口率は、昭和35年には約7割を占めていたが、その後減少を続け、平成12年には19.4%と2割を下回り、令和2年には14.4%と減少傾向となっている。

第2次産業は昭和45年に急増し、平成12年に37.1%となったが、平成17年以降は30%前後をたどり、ほぼ横ばいとなっている。

第3次産業は昭和35年に17.1%であったが、昭和40年、45年に21.8%を記録すると、その後増加を続け令和2年には57.3%となり、本村で最も高い就業比率となっている。

昭和35年から令和2年における就業構造の変化は、第2次産業は388人から550人と162人増（41.8%増）、第3次産業については488人から1,112人と624人増（127.9%増）となっている一方、第1次産業については1,986人から280人と1,706人（85.9%）もの減少となっている。総就業者数については、920人（32.1%）減少している。これは、人口減少による地域内消費の縮小や、それに伴う産業の衰退、少子高齢化による第1次産業を中心とした後継者不足が進んだことが要因と考えられる。第3次産業が進展している反面、第1次産業においては他の地域との差別化などさらなる付加価値の創造が求められており、労働力が不足するなかで生き残っていくために、魅力ある雇用の創出による若年者の地元就業の定着や村外からの労働力の確保が課題となっている。

② 課題

農業については、農業従事者の高齢化と担い手の減少が進んでおり、後継者及び新規就農者の確保が重要課題である。

また、関係機関と連携し、新規就農のための各種事業の実施、就農イベントでの募集活動を継続するとともに、今後は、就農後の安定した生活のための環境づくりが必要である。

林業は、本村の村土の85%以上が山林で占められており、災害防止・村土保全、水源かん養など公益的な役割を果たしているため、引き続き森林資源の保全に努める。

また、特用林産物である原木しいたけの栽培技術の向上のため、活動している村内生産者団体に対し支援するとともに経営安定対策を推進する必要がある。

また、森林の持つ水源かん養等の公益的機能に着目しながら保養・レクリエーションの場としての役割も果たす森林の整備や治山施設の整備に努めていかなければならない。

本村の水産業は、ホタテガイ、ワカメの養殖業、定置網、刺網等の沿岸漁業を主に営んでいるが、漁業従事者の高齢化等により、後継者、担い手不足が顕在化しており、就漁者の確保が重要課題である。

以上で述べた農林水産業は本村の重要な産業であり、その振興を図ることは地域産業の育成の面において重要な役割を占めている。

一方、健康、安心安全、新鮮、こだわり志向など多様化する消費者ニーズにより農林水産物への期待が高まるとともに、自然環境の保全、水源のかん養など農山漁村の持つ公益的機能の重要性が見直しされており、本村の主要産業から生み出される産物や豊かな自然環境が果たす役割は大きくなると見込まれる。

商業については、本村はほとんどが個人経営的な小規模事業者であり、多様な小売業態の展開に伴う競争の激化、消費者ニーズの多様化により消費購買力が流出している状態が続いており、今後も厳しい状況が続くものと見込まれる。このため小規模商店の経営体制の強化、地元購買力の向上を図り、連帯・協同して顧客の流出等に対処しなければならない。

観光については、海や山、地域文化をいかした体験などを通じた村の魅力発信に努めており、引き続き関係団体と調整し実施方法や受入態勢の構築などを検討する必要がある。

また、本村では歴史、地元食などのテーマ性を持ったイベントの開催に努めており、今後もニーズに応じたテーマ性の高いイベントの実施及び観光PRに努めるほか、各種SNSを活用した情報発信機能の強化が必要である。

農業、林業、水産業、製造業及び商業に加えて観光、教育及び福祉が各々総合的かつ高度に結びつき相乗効果を最大限に生み出せるようなむらづくりが目標である。

表3 産業別人口の動向（国勢調査）

区分	昭和35年	昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 2,862	人 2,533	% △11.5	人 2,964	% 17.0	人 2,332	% △21.3	人 2,307	% △11.5
第1次産業 就業人口比率	69.4%	59.5%	—	49.2%	—	43.4%	—	33.0%	—
第2次産業 就業人口比率	13.6%	18.7%	—	29.1%	—	29.0%	—	31.3%	—
第3次産業 就業人口比率	17.1%	21.8%	—	21.8%	—	27.6%	—	35.6%	—

区分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 2,382	% 3.3	人 2,539	% 6.6	人 2,472	% △2.6	人 2,351	% △4.9
第1次産業 就業人口比率	30.1%	—	28.9%	—	24.8%	—	19.4%	—
第2次産業 就業人口比率	31.7%	—	32.1%	—	32.4%	—	37.1%	—
第3次産業 就業人口比率	38.2%	—	39.0%	—	42.7%	—	43.6%	—

区分	平成17年		平成22年		平成27年		令和2年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率		
総数	人 2,309	% △1.8	人 2,056	% △11.0	人 1,986	% △3.4	人 1,942	% △2.2
第1次産業 就業人口比率	20.5%	—	17.7%	—	15.0%	—	14.4%	—
第2次産業 就業人口比率	33.1%	—	30.0%	—	30.3%	—	28.3%	—
第3次産業 就業人口比率	46.3%	—	52.2%	—	54.7%	—	57.3%	—

(3) 行財政の状況

ア 行政の状況

行政運営に当たっては、地域からの要望を吸い上げるなど住民との対話による課題解決を図っており、住民参加によるむらづくりに努めている。村民と膝を交える住民懇談会において村内全

域を巡り、住民意向の把握と行政情報の公開に努め、住民と行政の身近な協調・協力関係づくりを進めるほか、公式LINEや広報紙などによる情報発信を行っている。

今後、時代の要請に応じた合理的な行政組織の確立を図るとともに、複雑多様化する行政事務を効率的に処理するため、自治体DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進や事務手続きの簡素化など事務事業の改善に努めていかなければならない。

さらに、職員の能力向上を目指し、職員研修を計画的に実施することも必要である。

また、多様化する広域行政需要に適切かつ効率的に対応するため、近隣市町村などとの連携を強化し、社会的需要に対応した施策事業の展開や処理など、一体的な振興発展を促進していかなければならない。

イ 財政の状況

財政状況については、本村の財政構造は、村税収入など自主財源の割合が低いため、地方交付税、国庫支出金などの依存率が高い状態が続いており、歳入総額の75%は依存財源となっている。住民と行政が一体となり経費の削減に努めているが、表4のとおり財政力指数が0.20と低く、財政基盤が弱いことから、行財政改革の推進は緊急かつ重要な課題である。

本村では、従来から財源の適正な確保、経常的経費の節減、事務事業の見直し、機構改革などにより、健全な財政を維持してきたところであるが、震災からの復旧・復興に係るハード事業がおおむね完了したことから、震災前の予算に戻していく必要がある。

しかし、大規模事業に係る償還金が増加することから、財政の運営は厳しさを増している状況である。

今後においても、長期的な展望のもとに健全財政を推進し、増大する行政需要に対応するため、有効な補助制度の活用及びコスト縮減による財源の確保に努め、行政施策を重点的かつ効果的に推進し、将来にわたり持続可能な財政運営を目指すものとする。

表4 財政状況の推移

(単位：千円)

区分	平成22年度	平成27年度	令和2年度	令和6年度
歳入総額 A	3,432,584	8,092,208	4,775,732	7,005,245
一般財源	2,030,678	2,767,902	2,342,158	2,574,976
国庫支出金	732,538	1,245,199	988,360	1,384,524
都道府県支出金	167,914	437,967	335,469	340,313
地方債	232,749	435,857	282,827	1,637,387
うち過疎債	0	0	(139,700)	(1,590,500)
その他	268,705	3,205,283	826,918	1,068,045
歳出総額 B	3,548,319	7,720,377	4,366,698	6,324,408
義務的経費	1,083,577	1,223,390	1,488,588	1,635,289
投資的経費	1,043,215	3,725,421	598,911	2,803,715
うち普通建設事業	(1,043,215)	(3,714,187)	(506,396)	(2,796,277)
その他	1,421,527	2,771,566	2,279,199	1,885,404
過疎対策事業費	0	0	1,501,298	4,102,331
歳入歳出差引額 C(A-B)	△115,735	371,831	409,034	680,837
翌年度へ繰越すべき財源 D	83,747	214,990	206,094	391,152
実質収支 C-D	△199,482	156,841	202,940	289,685
財政力指数	0.17	0.17	0.22	0.20
公債費負担比率	13.4	8.2	8.9	8.2
実質公債費比率	11.5	6.1	7.1	6.2
起債制限比率	—	—	—	0.7
経常収支比率	76.6	85.9	87.4	90.1
将来負担比率	17.8	—	—	—
地方債現在高	2,970,783	3,234,965	3,574,135	5,658,622

ウ 公共施設整備の現況と動向

主要な公共施設の整備状況は表5のとおりで、これまで、交流物産等複合施設や野田小学校の整備等を実施したところであるが、一部公共施設については老朽化が進んでおり改善が必要となっている。

今後は、定住環境の整備のために、「野田村公共施設等総合管理計画」との整合性を図りながら、さらには、自然環境や景観に配慮した上下水道、公営住宅等の生活環境施設、教育文化施設等の整備を促進しなければならない。

表5 主要公共施設等の整備状況

区 分	平成2年度	平成12年度	平成22年度	令和2年度	令和6年度
市 町 村 道					
改 良 率 (%)	—	—	80.6	83.0	83.4
舗 装 率 (%)	—	—	78.3	79.9	80.2
農 道					
延 長	1,530.0	15,191.6	3,024.0	3,174.0	3174.0
耕地1ha当たり農道延長 (m)	3	28	7	7	7
林 道					
延 長	20,925	25,324	18,684	19,983	19,983
林野1ha当たり林道延長 (m)	3	4	3	3	3
水 道 普 及 率 (%)	—	—	94.4	95.4	95.8
水 洗 化 率 (%)	—	24.7	72.4	75.7	76.9
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	—	3.4	—	—	—

(4) 地域の持続的発展の基本方針

これまでの対策により、住民生活の基本となる交通基盤や情報通信、下水道等の生活環境が整い、また、産業の振興等に一定の成果が挙がってきている。

しかしながら、基幹産業である農林水産業の低迷が続き、今なお人口の減少と若年者の流出が続いているばかりではなく、少子高齢化が急速に進行し地域社会の活力低下が表面化している。

このような状況下にあつて、本村では「野田村総合計画」の基本構想において、目指すべき村の将来像を『「やりがい」と「生きがい」を実感でき、住んでいることを誇りに思えるむら』とし、基本目標を掲げ、目標の達成に向けむらづくりを推進している。

基本目標は住民との協働によるむらづくりの行動計画の基本となるものであり、多様化する住民ニーズに対応するため、近隣市町村との連携強化により、広域的な行政を推進し、住民サービスの向上に努めるための指針である。人口減少の克服に向けて、行政と住民との連携がますます重要となるが、地域住民の提言や参画を通して、村の活性化及び行政や住民の意識改革につなげるものである。特に、住民の自主的・自発的な活動の促進及び住民参加の充実による協働のむらづくりを推進する。

本村は、観光資源として海や山に囲まれた美しく豊かな自然環境や田園風景がある。これらの自然資源の保全・活用を図り、本村の持つ可能性を最大限に引き出し、活力ある持続可能なむらづくりの実現を目指す。

さらに、震災を契機に生まれた多くの“つながり”をより固い絆とし、地域づくりにおける大切な活力とするため、引き続き交流を図りながらファンの拡大や若者の定住を促進し、急激な人口減少に歯止めをかけるとともに、将来にわたって安定した人口を維持し、活力あるむらづくりへの取組を進める。

「野田村総合計画前期基本計画」では、基本目標を達成するために、それぞれの分野で必要な施策の展開を図ることとしている。

この「野田村過疎地域持続的発展計画」においても、「野田村総合計画」の基本目標を踏まえ、各分野による地域の持続発展への方向性を示すとともに上記計画との整合性を図りつつ、本村が持つ課題の解決のための具体的方向性を定め、持続的発展を図る。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

ア 基本目標

基本目標達成に向けた基本的な方向性を次のように掲げ、総合的な取組を推進する。

基本目標1 産業振興による地域活力の増進をめざして

農林水産業・商工業及び観光の振興を進め、地域活力のあるむらを実現する。

基本目標2 ふるさとを愛し、夢と希望をもって、 未来をたくましく創造する人づくりをめざして

村を愛し、新たな社会を創造する人づくりと、村民がやりがいと生きがいを実感しながら豊かに生活できるむらを実現する。

基本目標3 誰もが安心して暮らせる社会福祉をめざして

すべての住民が、ライフステージや心身の状況に応じて、豊かに過ごすことのできるむらを実現する。

基本目標4 魅力ある生活基盤をめざして

人々が安全に暮らし、快適で利便性の高い活動する場を提供するむらを実現する。

基本目標5 安全で安心できる住みよいむらをめざして

快適で安らぎのある生活環境と、住民の生命と財産が安全に確保されるむらを実現する。

基本目標6 住民と行政の連携による持続可能なむらをめざして

住民ニーズを把握しながら、有効で効率的な行財政運営に努め、持続可能なむらを実現する。

イ 人口に関する目標

令和8年3月に策定した「野田村人口ビジョン」で定めた、令和32年に2,918人の人口を確保するため、下記を目標とし、必要な政策を推進する。

① 合計特殊出生率

令和12年度において、前回同様2.6を目指すこととする。

② 社会増減

雇用の創出や移住・定住対策等の施策を実施し、令和12年度において、社会増減ゼロを目指すこととする。

ウ その他、地域の実情に応じ、地域の持続的発展のための基本となる目標

成果指標	現状値	目標値
第3分類別就業者数	1,942人 (R2)	1,630人 (R12)
第1次産業	280人 (R2)	235人 (R12)
第2次産業	550人 (R2)	461人 (R12)
第3次産業	1,112人 (R2)	934人 (R12)
観光客入込数	177,423人 (R6)	200,000人 (R12)
下水道水洗化率	71.5% (R7)	74.8% (R12)
心はいつものだ村民登録者数 (準村民制度)	1,337人 (R6)	1,650人 (R12)

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

毎年度、主要な施策の成果を説明する書類を9月定例議会に提出し、事業の成果等を報告・評価しているほか、住民などから組織される各種委員会で事業の実施内容等を報告して意見をいただいている。今後においても着実な計画の推進を図るため、事業の進捗管理と実施内容について引き続き報告・評価を行い、また、その評価を踏まえて柔軟に対応していくことで、本当に住み続けた理想の野田村の実現を目指すこととする。

(7) 計画期間

本計画の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

本村においては、厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需用が変化していくことが予想されることを踏まえ、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことを目的として平成28年度に「野田村公共施設等総合管理計画」を策定しており、「野田村総合計画」の見直しに合わせ10年ごとに見直しを行うこととなっている。

また、令和2年度に「個別施設計画」を策定し、今後の個別施設の更新時期及び費用の見込みについて整理している。

「野田村総合計画」に基づく基本構想のもと、実行計画となる「野田村過疎地域持続的発展計画」、「野田村まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「野田村公共施設等総合管理計画」との整合性を十分に図り、より効果的な財政運営と持続可能な将来に向けたむらづくりを進めていく方針としている。

【施設類型ごとの管理に関する基本的な方針】

施設類型	基本方針
文化系施設	<ul style="list-style-type: none"> ○ 点検や診断、維持修繕等の履歴を蓄積し、今後の維持修繕等の老朽化対策に活用する。 ○ 予防保全型の維持修繕等によりトータルコストの縮減と平準化を図るとともに、長寿命化に繋げる。

社会教育系施設	<ul style="list-style-type: none"> ○ アジア民族造形館は、将来的に、村の歴史文化を伝承する施設として、旧野田小学校の活用も含め、総合的に資料館のあり方を検討していく。 ○ 地域社会が一体となって生涯学習社会の形成に繋げるため、総合センター及び生涯学習センターの利用拡大を図る。 ○ 点検や診断、維持修繕等の履歴を蓄積し、今後の維持修繕等の老朽化対策に活用する。 ○ 予防保全型の維持修繕等によりトータルコストの縮減と平準化を図るとともに、長寿命化に繋げる。
スポーツ施設	<ul style="list-style-type: none"> ○ 既存のスポーツ施設の適正で効率的な維持管理や、老朽化などに伴う施設の改修により利用者の安全確保に努める。 ○ 時代のニーズに合った施設の計画的な整備に努める。 ○ スポーツの振興のため、関係者の要望を聞きながら施設などの計画的な整備に努めるとともに、既存施設については適切な維持修繕により長寿命化を図る。 ○ 点検や診断、維持修繕等の履歴を蓄積し、今後の維持修繕等の老朽化対策に活用する。
保養施設	<ul style="list-style-type: none"> ○ 宿泊観光拠点の国民宿舎えぼし荘の円滑な運営を支援するとともに、魅力ある宿泊施設や人にやさしい観光地づくりの推進や支援に努める。 ○ 引き続き観光施設のバリアフリー化を促進するほか、観光案内看板などの多言語表記やみちのく潮風トレイル関連の案内表示の拡充を行うなど各種サービスの向上に努める。 ○ 点検や診断、維持修繕等の履歴を蓄積し、今後の維持修繕等の老朽化対策に活用する。 ○ 宿泊者や利用者の安全確保を第一に、優先度を考慮し適切な維持修繕を行う。
産業系施設	<ul style="list-style-type: none"> ○ 三陸沿岸道路完成により、国道45号の車の流れの変化など、観光施設に与える影響を考慮し、観光施設としてのあり方を検討する。 ○ 点検や診断、維持修繕等の履歴を蓄積し、今後の維持修繕等の老朽化対策に活用する。 ○ 予防保全型の維持修繕等によりトータルコストの縮減と平準化を図るとともに、長寿命化に繋げる。
学校	<ul style="list-style-type: none"> ○ 安全・安心な学校施設を確保するため、適切な維持管理に努める。 ○ 点検や診断、維持修繕等の履歴を蓄積し、今後の維持修繕等の老朽化対策に活用する。 また、中学校においては、大規模な改修を検討する。
その他教育系施設	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建物や衛生設備の維持管理に予防保全を取り入れ、計画的な維持修繕等によりトータルコストの縮減や平準化を図るとともに、長寿命化に繋げる。 ○ 建物及び衛生設備を含む、点検や診断、維持修繕等の履歴を蓄積し、今後の維持修繕等の老朽化対策に活用する。
子育て支援施設	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保護者が労働などにより昼間家庭にいない児童に対し、適正な遊びや生活の場を与えるため、移転新築した野田小学校で放課後児童クラブを実施し、児童の健全育成を図る。 また、児童クラブの統合により供用を終了した旧玉川児童館を解体する。
保健・福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> ○ 久慈広域連合と連携し介護保険事業の推進を図るとともに、生活支援ハウスなどの運営を指定管理者（社会福祉法人野田白寿会）に委託し、事業を推進する。 ○ 点検や診断、維持修繕等の履歴を蓄積し、今後の維持修繕等に活用する。
医療施設	<ul style="list-style-type: none"> ○ 村内医療機関や広域圏の医療機関との連携のもとに、健康の増進や疾病の予防、早期発見から診断治療及びリハビリテーションに至るまでの包括的な地域医療体制の充実に努める。 ○ 点検や診断、維持修繕等の履歴を蓄積し、今後の維持修繕等に活用する。

庁舎等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 点検や診断、維持修繕等の履歴を蓄積し、今後の維持修繕等の老朽化対策に活用する。 ○ 役場への来訪者の安全確保のため、外壁の劣化など優先度を考慮し、適切な維持修繕に努める。 ○ 予防保全型の維持修繕等によりトータルコストの縮減と平準化を図るとともに、長寿命化に繋げる。
消防施設	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消防ポンプ車など、消防施設や資機材等について、点検や維持修繕の記録を蓄積し、計画的な整備、更新に活用する。 ○ 消防団の活性化を進め団員の確保を図り、団員の知識及び技術の向上に努めるとともに、自主防災組織等の活動を支援する。
その他行政系施設	<ul style="list-style-type: none"> ○ 普通財産の未利用施設について、安全性の観点も考慮し、有効利用と除却を含めて検討する。
公営住宅	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人口動態や公営住宅需要、民間賃貸住宅との住み分けなど、総合的に検討した村営住宅の整備に努める。 ○ 「野田村公営住宅長寿命化計画」に基づき、計画的な修繕等により適切な維持管理を行い、長寿命化に繋げる。 ○ 災害公営住宅については、同時期に発生すると思われる修繕費に備え、基金創設の検討や空き室等の発生抑制に努め、適切な予算管理に努める。 ○ 民間の賃貸住宅の整備が図られることを見据え、住民等の住宅に対する需要や民間住宅との役割分担等に留意し、動向を注視し公営住宅の在り方も検討する。
道路	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日常生活を支える生活関連道路など、老朽化した道路施設の補修を計画的に推進する。 ○ 地域振興や産業振興に資する道路を計画的に整備する。 ○ 地域住民などと連携を図り、道路の適正な維持管理を行うとともに、バリアフリー化など人にやさしい道路環境の整備に努める。
橋りょう	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、損傷が大きくなる前に予防的な対策を行う予防保全型の維持管理を行い、橋りょうの長寿命化を図り、可能な限り財政負担の低減に繋げる。 ○ 定期的に橋りょう点検を実施し、健全度の把握に努めるとともに、点検結果に基づき長寿命化修繕計画についても見直しを行い、ライフサイクルコストの縮減に繋げる。
簡易水道施設	<ul style="list-style-type: none"> ○ 計画的な水道施設の改修を行い、災害に強い水道施設の確立を図る。 ○ 下水道整備に伴う水需要の増加に対応するため、計画的、効率的な施設整備を推進するとともに、適切な水道料金の設定に努める。 ○ 安全で安定した水道水を確保するため、住民及び関係機関と連携を強化し、水源流域の水質汚染などに対する監視体制や水質検査の徹底に努める。
下水道施設	<ul style="list-style-type: none"> ○ 計画的に下水道施設の改修を進めるとともに、供用開始区域内の早期接続の推進を図る。 ○ 集落排水処理施設の供用開始区域内の加入率、接続率の向上を図るとともに、施設の有効利用による健全経営に努める。 ○ 集合処理区域以外の地域については、経済事情などを考慮し、浄化槽設置整備事業の導入などにより浄化槽の普及促進に努める。
公園	<ul style="list-style-type: none"> ○ 定期的な点検を行い、既存公園を含む維持管理に努めるとともに、老朽化した遊具の撤去などを進める。 ○ 東日本大震災大津波を教訓に、「防災・減災まちづくり」の一環として、災害危険区域の一部を都市公園（津波防災緑地）として整備し、東日本大震災大津波クラスの津波に備えた緩衝機能を確保するとともに、近隣の植林林地や海岸など豊富な自然と景観に優れた環境のなかで、歴史と文化、さらには四季の香りに親しみながら、健康で文化的な日常生活を営む場としての機能を提供する。

2 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 農業

農業従事者の高齢化及び担い手の減少が進んでおり、後継者及び新規就農者の確保が重要課題となっている。

関係機関と連携し、新規就農のための各種事業の実施及び就農イベントでの募集活動を継続するとともに、今後は、就農後の安定した生活のための環境づくりが必要である。

各種制度を導入し、農業生産活動及び農地保全に努めているほか、農地中間管理事業による農地集積を行っている。

また、農作物生産振興については、地域計画実践支援事業等による施設整備補助及び価格安定対策事業による支援を行っている。

今後は、認定農業者に限らず、兼業又は小規模農家も含めた支援策の検討が必要である。

畜産の振興については、価格安定対策事業による支援のほか、関係機関と連携を図り、家畜伝染病の防疫に努めている。

三陸沿岸道路野田インターチェンジ付近に整備した交流物産等複合施設を拠点とした地域の魅力発信を行う必要がある。

イ 林業

災害防止、村土保全、水源かん養等公益的機能をもつ森林を、適切に保護し、「森林経営計画」に基づいた効率的な施業の実施を推進するとともに、森林環境譲与税を活用し、森林経営管理制度を推進していく必要がある。

特用林産物の振興については、原木しいたけの経営安定対策として種駒購入費に対して補助を行っているが、生産者においては、原木の確保が困難な状況となっていることから、原木確保対策についての検討が必要である。

有害鳥獣対策については、「鳥獣被害対策実施隊」の組織強化のため、狩猟免許等取得費補助金を創設し、取得費用の一部を助成しているが、鳥獣による被害件数が増加していることから、自衛対策としての資機材購入費への補助拡大を図る必要がある。

ウ 水産業

本村の水産業は、ホタテガイ、ワカメの養殖業、定置網、刺網等の沿岸漁業が主である。担い手不足が顕在化しており、就漁者の確保が重要課題である。

今後は、野田村漁業担い手育成協議会を中心に関係機関と連携を図り、新規就漁者及び後継者確保と就漁後の安定した生活のための環境づくりが必要となっている。

漁場の有効利用のため、養殖施設の生産台数拡大支援策を検討する必要がある。

本村の特産品である「岩手野田村荒海ホタテ」が国の地理的表示（G I）保護制度に登録され、地域資源としての価値が高まってきている。

今後は、更なる販路の拡大への支援を進めるとともに、取引先との関係強化及び生産量拡大に向けた活動への支援を行う必要がある。

本村の管理漁港においては、近年の気象状況等による港内の静穏度不足や、高潮による堤防の越波など対策が求められている。

村内の小中学生の学習や作業体験の場を設け、水産業に触れる機会を設けており、本村の主要

水産物であるホタテガイ、ワカメ及びサケを使用した給食を提供し、児童生徒の地域学習や関係者の意識啓発を図っている。

エ 商工業

本村の商業は、ほとんどが個人経営の小規模事業者であり、多様な小売業態の展開に伴う競争の激化、消費者ニーズの多様化等により消費購買力が流出している状態が続いていることから、経営体制の強化のため、商工会の事業に助成を行っているほか、商品券の発行による地元購買力の向上に努めている。

また、金融機関との連携により、村内の中小企業向けの融資枠を設定し、利子補給及び保証料補給を行っている。

共同店舗を拠点としたまちなかの賑わい創出事業などに対し支援しており、各種イベントが行われている。

企業誘致のための支援のほか、起業、事業拡大を志す者への支援など、商工会等との情報共有が必要である。

本村には「岩手野田村荒海ホタテ」、「のだ塩」、「山ぶどうワイン」、「マリンローズ」、「のだ焼」等の村の自然や伝統が生み出す様々な地場産業が存在する。

今後は、地場産業のPRを積極的に行うとともに、販路拡大支援を行う必要がある。

オ 観光

本村には自然豊かな観光資源が存在し、現在においてもその資源の有効活用を図るべく様々な取組が行われている。

十府ヶ浦海岸では古くから製塩が盛んに行われ、江戸時代には牛の背に塩を載せて遠くは秋田県の鹿角地方まで運ばれたことから、その運搬ルートは「野田塩ベコの道」と呼ばれており、現在はトレッキングツアーやトレイルランニングのコースとして活用している。

今後も、村公式ウェブサイト等を活用したイベントの周知及び活動支援を継続する必要がある。

日本有数のマンガン鉱床であった野田玉川鉱山の一部を観光坑道として公開している「マリンローズパーク野田玉川」では、採石の様子をうかがうことができるほか、鉱山で採れるバラ輝石の加工・販売も行っている。

また、同敷地内に「涼海（すずみ）の丘ワイナリー」も併設され、村内で採れた山ぶどうを活用したワイン醸造を行う等、観光資源の有効活用等が図られている。

東北地方太平洋沿岸地域の豊かな自然環境を活用し、自然の驚異を学びながら東日本大震災からの復興に資することを目的とした「みちのく潮風トレイル」が整備されている。

このような本村の優れた自然環境とのふれあいの機会及び活用策の充実を図るとともに、環境保全に努めることが必要である。

三陸地域は、地球活動の歴史を実際に見ることができる地形・地質遺産に恵まれており、令和5年に三陸ジオパークは日本ジオパークとして再認定されたところである。今後は、村内のジオパークの見どころ（サイト）を教育、観光活動等にいかす取組が必要である。

本村では、歴史、地元食などのテーマ性を持ったイベントの開催に努めており、今後もニーズに応じたよりテーマ性の高いイベントの実施及び観光PRに努めるほか、各種広報媒体を活用した情報発信機能の強化が必要である。

カ 起業の促進、雇用対策

本村においても人口減少が進んでおり、特に、若い世代が就職・進学を機に都市部などに移り住み、そのまま定住するケースが増えている。

農林水産物などの地域資源をいかした常用雇用の拡大や各関係団体との連携強化など、雇用対策につながる各種施策を積極的に実施することが必要である。

若年層の定住を促進するために、村と地元企業が連携を図りながら、製造業・食産業・観光関連分野など地域の特性をいかした環境づくりに取り組む必要がある。

また、コロナ禍を契機に地方への関心が高まっているため、移住者及び定住者の雇用受入れにも積極的に取り組む必要がある。

(2) その対策

ア 農業

- ① 新規就農者・後継者の育成を推進し、将来に向けた担い手の育成を図る。
- ② 中山間地域等直接支払制度及び多面的機能支払制度に取り組む団体へ支援を行うとともに新規拡充の取組の掘り起こしを行い、農地や水路等地域資源の適切な保安全管理を推進する。
- ③ 経営所得安定対策の制度の周知を図るとともに、農家収入の安定に向けた取組を推進する。
- ④ 関係機関と連携し、地域に合った収益性の高い作物を検討し、その導入に向けた取組を支援するとともに、村内外のイベント等での地場産農畜産物の活用及びPR活動を支援する。
- ⑤ 道の駅のだを拠点とした地域の魅力発信を支援する。
- ⑥ 地場産農畜産物の活用や技術研究、消費者との交流等を行う村内農業者グループの活動を支援する。
- ⑦ 新規就農者の確保及び育成のため、補助事業等の活用による支援を行い、後継者及び担い手不足の解消に努める。
- ⑧ 農業関連施設、設備等の効果的な活用を図るため、関係機関、生産者等と連携し、担い手が農地を集積、集約しやすい環境を整備する。
- ⑨ 農産物の生産については、種苗の確保及び資機材の購入に対する助成を行う。
また、兼業農家や小規模経営農家の支援を図る。
- ⑩ 主要作目の栽培に取り組む農家の作業の効率化及び省力化に向けた取組を支援する。

イ 林業

- ① 適正な森林整備を推進するため「森林経営計画」の策定を促進する。
また、森林経営管理制度の推進や森林環境譲与税を活用した事業展開及び広葉樹植栽への支援策を検討する。
- ② 原木しいたけの栽培技術の向上のため、活動している村内生産者団体に対し支援するとともに、経営安定対策として、種駒の購入費用に対して助成する。
- ③ 村有林を中心とする村内の森林において、住民参加の育樹祭やボランティア活動による森林整備の実施を企画検討し、自然とのふれあいや、森林・林業に関心を寄せている住民の参加による森林づくりを推進する。
- ④ 有害鳥獣対策については、「鳥獣被害対策実施隊」の組織強化のため創出した狩猟免許等取得費補助金により、取得費用の一部を助成しているが、鳥獣による被害件数が増加しているこ

とから、自衛対策としての資機材購入費への補助拡大を検討する。

ウ 水産業

- ① サケの回帰率の安定化を図るため、関係機関と連携し、サケ資源の確保に係る活動を支援するとともに、災害に強い施設整備に向けた取組を支援する。
- ② 水産物の安定した生産の確保に係る水産関係団体の活動を支援する。
- ③ 越波による漁船の損傷、港内の波高による漁業作業の安全性が確保されないなど、漁業活動に影響が出ないよう施設の整備を行う。
- ④ ホタテガイ及びワカメ等の養殖漁業において、作業軽減のための機器の導入及び安定出荷できる施設整備に対し支援する。
- ⑤ ホタテガイ、ワカメの品質をいかした水産加工品の開発及び消費者へのPR活動を支援する。
- ⑥ 村内小中学生に水産業に触れる機会を設けるとともに、後継者及び担い手不足の解消策として「野田村漁業担い手育成協議会」と連携し、新規就漁者確保のための環境づくりと受入れ体制の整備を促進する。

エ 商工業

- ① 村小口融資制度や地域新事業チャレンジ応援補助金を通して、事業者の継続的経営、業態拡大等を支援する。
- ② 魅力的な商業空間の確立のため、関係機関と連携し、起業・事業承継の志望者への支援に努める。
- ② 「ねま〜る」などを中心とした各種イベント開催を支援し、地元消費志向の拡大に努める。
- ③ 事業者の業務効率化及び販路拡大のため、商工団体が行う研修、相談窓口体制の整備及び賑わいづくりに関する取組を支援する。
- ④ 買い物客のみならず住民が気軽に集える場づくりとしての商業活動支援や、景観整備等に対する取組を支援する。
- ⑤ 消費購買力を喚起するイベント等の開催のため、愛宕参道広場、村民広場、道の駅のだ等スペースの活用を支援する。
- ⑥ 商工会が整備した共同店舗リメンバーホープビレッジ「ねま〜る」の活用及び同施設を用いた商工会の賑わい創出の事業を支援する。
- ⑦ 企業立地に係る情報収集に取り組むとともに、進出意向のある企業には積極的な誘致活動を実施する。
- ⑧ 地場産品については、事業者が行う販路の拡大及び新商品開発への取組に対する支援策を検討する。
- ⑨ 地場産品の認知度向上のため、野田村観光協会等と連携を強化し、魅力的な情報発信の方法等を検討する。

オ 観光

- ① 地域の特色である海・山・里の文化をいかした観光地づくりを推進するため観光施設等の環境整備及び適切な維持管理に努める。

また、野田村観光協会と連携し、体験観光コーディネーター、観光ガイドの育成等、受入れ体制の強化を図る。

- ② イベントの開催については、常に時代のニーズに合わせた企画及び研究を進めるとともに、新たなイベントの実施の在り方及び住民の積極的な参画の手法について検討を進める。
- ③ 関係機関と連携し、「塩の道を歩こう会」の継続を図るとともに、ほかのイベントとの相互連携、より一層の地域固有の歴史、文化資源の掘り起こし等のイベントの活性化及び付加価値の構築に努める。
- ④ 宿泊観光拠点である国民宿舎えびし荘の円滑な運営を支援するとともに、魅力ある宿泊施設や人にやさしい観光地づくりの推進及び支援に努める。
また、観光案内看板等の多言語表記、みちのく潮風トレイル関連の案内表示の拡充及び各種サービスの向上に努める。
- ⑤ 多様化する観光ニーズに対応し、本村の魅力を発信するため、各種広報媒体を活用した効果的な情報発信に努め、関係機関及び団体との連携を強化し、総合的な情報発信を図る。
- ⑥ 各イベント及び企画のテーマ性を高め、固定的な参加者の確保を図るとともに、若者、高齢者等の年代を絞り込んだイベント及び企画の開催を図る。
- ⑦ 東北新幹線及び高速道路沿線からの誘客を狙った観光PRを推進するため、広域圏が連携して一丸となり、外国人を含めた観光客の誘致活動を図る。
- ⑧ 三陸ジオパーク推進協議会、三陸復興国立公園協会等の広域観光を目的とした団体に参画し、市町村域又は岩手県域を越えた観光ツアーの造成による幅広い連携を図り、広域観光を目的とした観光客等の誘客を推進する。
また、みちのく潮風トレイル、三陸ジオパーク等の広域的な取組を推進する。
- ⑨ 特産品である「のだ塩」の生産拡大を支援するとともに、民芸工芸品が持つ特性又はストーリーをいかした情報発信及び販売支援に努める。
- ⑩ 新たな地場産品の掘り起こしを進めるとともに、村ならではの郷土食及び地場産品を浸透させるため、産業団体と連携したイベントの開催、事業者の物産展等への参加を支援する。

カ 起業の促進、雇用対策

- ① 求人情報の提供を行うとともに、専門的な職業訓練の情報を提供し、企業に求められる人材育成のための取組を支援する。
- ② 新分野に進出し地域経済に活力を呼び起こす事業者に対し支援し、新たな雇用の創出を促進する。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体
産業の振興	(1) 基盤整備 農業	地域農業計画実践支援事業 簡易ビニールハウス等施設・機械導入に対し補助	農業者 グループ
		県営基幹水利施設ストックマネジメント事業負担 金 県が行う施設保全事業の一部を負担	県 村
		取水施設改良事業 頭首工、かんがい施設、幹線水路、パイプライン 等の改良事業の実施	村 農業者 グループ

(1) 基盤整備 林業	林道維持委託事業 林道維持 一式	村
	林道改良事業 林道改良事業の実施	村
(2) 漁港施設	漁村再生交付金事業 漁港内の静穏度の向上、泊地浚渫 <small>しゅんせつ</small> による航路の確保、越波対策等の実施	村
	漁港施設機能強化事業 越波による港内の静穏度対策等の実施	村
	水産物供給基盤機能保全事業 漁港施設の機能保全計画に基づく適正管理を実施	村
	広域漁港整備事業負担金 県管理漁港及び漁場の整備に係る負担金	県
(4) 観光又はレクリエーション	交流物産等複合施設効果促進事業 有効活用に向け、周辺の環境整備を実施	村
(10) 過疎地域持続的発展特別事業	新規就農者支援対策事業 新規就農者に対する就農奨励金の支給・家賃助成及び研修受入農家に対する支援費の支給等	新規就農者 研修受入農家
	農業経営基盤強化資金利子補給事業 資金借入れに対する利子補給	村
	肉豚経営安定交付金制度補助金 市場価格と基準価格との差額を補填	農業協同 組合
	農業近代化資金利子補給事業 農業近代化資金に係る利子補給	村
	久慈地方ほうれんそう価格安定対策事業 補填基準単価と精算単価の差額を補填	農業協同 組合
	園芸作物等生産拡大支援事業 花き・野菜の種苗費等補助、菌床ブロック購入補助、パイプハウス導入補助、機械導入補助	農業者グループ 認定農業者等
	野田牧野農業協同組合補助事業 野田牧野農業協同組合へ補助	牧野組合
	経営所得安定対策等推進事業 野田村農業再生協議会へ補助	農業再生 協議会
	中山間地域等直接支払交付金事業 生産条件が不利な農用地の環境整備に対し助成	協定集落
	多面的機能支払交付金 農地保全活動団体へ活動経費を交付	農業者 グループ
	鳥獣被害対策事業 鳥獣被害対策実施隊及び新規狩猟免許取得者に対し補助	実施隊等
	村産材を利用した地域コミュニティ向上事業 公共広場等に村産材を利用した木製備品を整備	村
	しいたけ種駒購入補助事業 種駒購入費を補助	生産組合
	水産物生産流通支援事業 水産業の持続に必要な経費及び水産資源の持続的な確保のために行う取組に対し補助	漁業協同 組合等

	荒海団補助事業 荒海団が行う水産物のブランディング活動、取引先との連携事業、地元学生等への愛着醸成活動及び水産振興イベントに対し補助	荒海団
	新規就漁者支援対策事業 新規就漁者の確保・育成支援	漁業協同組合
	交流物産等複合施設指定管理事業 交流物産等複合施設の指定管理を委託	村
	農林水産物消費拡大事業 農林水産物の消費拡大に係る事業の展開	村
	森林経営管理制度事業 森林所有者から経営委託を受けた森林の管理	村
	商工会補助事業 野田村商工会運営費に対し補助	商工会
	中小企業振興資金利子補給事業 村小口資金利用者へ利子補給	村
	中小企業融資保証料補給事業 村小口資金利用者へ保証料補給	村
	地域新事業チャレンジ応援補助金 村内の新たな起業・新分野への進出に対し補助	村
	企業立地補助事業 村内に工場又は事業所を新設、増設する企業に対し補助	村
	広域連携雇用促進補助事業 久慈広域市町村に工場・事業所を新設又は増設する企業に対し補助	村
	住宅・店舗リフォーム奨励事業 村内施工業者によるリフォーム工事に対し奨励金を交付	村
	NODAまんぷくマルシェ開催事業 NODAまんぷくマルシェ実行委員会に対し補助	実行委員会
	アジア民族造形館休憩施設等管理運営事業 アジア民族造形館休憩施設等の管理委託	村
	観光協会補助事業 観光協会に対し補助	観光協会
	玉川野営場管理委託事業 玉川野営場の管理委託	村
	日形井地区さわやかトイレ管理委託事業 日形井地区さわやかトイレ浄化槽管理委託	村
	トレイル振興会補助事業 トレイル振興会へ塩の道を歩こう会及び各トレイルイベント等の開催経費を補助	実行委員会
	みちのく潮風トレイル普及事業 イベントや広報活動の充実及び振興会に対し補助	村トレイル振興会
	三陸ジオパーク推進事業 三陸ジオパークの広報・普及活動を推進	村
(11) その他	治山事業 県施行治山事業に係る負担金	県

		震災伝承事業 震災の記録及び記憶を継承するため、震災伝承施設や専用ウェブサイトの管理及びガイドの育成に取り組む	村
--	--	--	---

(4) 産業振興促進事項

ア 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
野田村全域	製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日	

イ 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(2)、(3)のとおり。

なお、産業振興の促進は、必要に応じて、県及び近隣市町村等と連携しながら進める。

(5) 公共施設等総合管理計画との整合

厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需用が変化していくことが予想されることを踏まえ、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことを目的として、「野田村公共施設等総合管理計画」を策定しており、「野田村過疎地域持続的発展計画」については、「野田村公共施設等総合管理計画」との整合性を十分に図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

3 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 学校教育

東日本大震災津波で学んだ教訓を学校教育にいかし、未来をたくましく創造する児童生徒を育成する必要がある。

基礎的・基本的な知識及び技能の習得を図るとともに、思考力、判断力、表現力等を育成する中で主体的に学習に取り組もうとする態度及び人間性のかん養に努める必要がある。

「命の教育」を一層充実させ、人間としての生き方を磨く道徳教育の充実と自分の大切さとともに、他者の人権を尊重する心の育成に努める必要がある。

活力のある生活を送り、学力の向上及び情緒の安定のためには、体力の向上及び健康の保持増進を図る必要がある。

一人ひとりの多様性を尊重し、自分らしく生きていく環境を整えることが大切であることから、子どもたちに応じた支援を講じ、一人ひとりの良さ、可能性を伸ばすことに力を注ぐ必要がある。

生徒指導を充実させるためには、総合的に児童生徒を捉えながら、望ましい人間関係づくりとともに、適切な指導及び支援ができるように進めていく必要がある。

教員の授業力向上とともに、その資質の向上も目指す必要がある。

イ 生涯学習・生涯スポーツの振興

人口減少、長寿社会等の様々な社会情勢の変化を背景に、生涯学習の重要性が一層高まっており、生涯にわたる一人ひとりの「可能性」と「チャンス」の最大化に向け、あらゆる機会及び場所において学習できるよう、生涯学習を推進する必要がある。

野田村生涯学習推進本部を中心とした生涯学習活動に係る推進体制を整え、住民の多様な学習意欲に応じた生涯各期における学習活動の場の提供に努める必要がある。

住民が生涯を通じて芸術文化に親しむ環境をつくる必要がある。

住民一人ひとりが日常生活の中でスポーツに親しみ、健康及び体力の保持増進を図るとともに、スポーツを通して豊かな人間関係を構築し、地域を活性化できる環境をつくる必要がある。

体育・社会教育施設については、短期及び中期の整備計画を検討し、適切な維持管理に努める必要がある。

ウ 学びの環境づくり

住民が相互に連携し、協力し合いながら、学校、家庭及び地域の教育力の向上に努めるとともに、安全・安心で快適な学習環境のもと、各年代の学びを豊かに達成できるようにする必要がある。

また、家庭及び地域の教育力の向上を図るためには、学校、家庭及び地域の連携を深めることが必要である。

児童生徒に良好な学習環境を提供するとともに、安全・安心な環境を確保する必要がある。

野田村出身者の修学を奨励し、人材を養成する必要がある。

村内の高校生への通学支援を行っているほか、岩手県立久慈翔北高等学校野田校舎振興会では、通学定期補助事業、下宿等補助事業等を行っている。

今後も、入学者数確保に向けた一層の支援が必要である。

(2) その対策

ア 学校教育

- ① 児童生徒の心のサポートとともに、「震災の教訓を次世代へ継承すること」及び「未来をたくましく創造すること」を重点とした野田村だからこそできる復興教育を推進する。
- ② 地域と連携した「野田村ふるさと学習」を推進するとともに、「逃げ地図」の作成、避難所運営学習等による防災教育を推進する。
- ③ 外部人材の活用及び小中連携教育を含めた創作太鼓への取組を継続する。
- ④ 主体的に学習に取り組む態度を養うことができるよう、諸調査の実施及び結果分析をいかした授業改善の方策、今後のカリキュラムの作成等について、助言及び支援を行う。
- ⑤ ICT環境整備事業を着実に推進するとともに、ICTの特性をいかした授業づくりに努める。
- ⑥ ICTの段階的な活用を推進し、教職員間での共有や保護者への周知に努める。
- ⑦ 野田村授業改善プランを活用した小中連携の授業研究を行う。
- ⑧ 久慈地区広域によるキャリア教育の充実に努める。
- ⑨ 道徳教育の充実に努める。
- ⑩ 安全教育を推進する。
- ⑪ 自他の生命を大切にし、他者の人権を尊重する心の育成に努める。
- ⑫ いじめの積極的認知及び相手を思いやる心の教育の充実に努める。
- ⑬ 運動の楽しさ、喜びを感じる授業の実践等による体力及び運動能力の向上に努める。
- ⑭ 小中学生のスポーツ活動における適切な指導体制の確立に努める。

- ⑮ 地域の豊かな食材をいかした食育出前授業の実施、栄養教諭による食育授業等の健康教育の充実に努める。
- ⑯ 教育支援委員会の機能強化及び充実を図る。
- ⑰ 小中学校の多様なニーズへの支援(特別支援教育支援員の配置等)の充実に努める。
- ⑱ 教職員の専門性の向上に努める。
- ⑲ 就学に関する保護者への事前情報の提供及び就学支援を行い、早期からの一貫した教育支援に努める。
- ⑳ 児童生徒理解、望ましい人間関係づくり及び生徒指導体制の充実に努める。
- ㉑ 生徒指導連絡協議会の充実に努める。
- ㉒ 教育相談体制の充実及びこころのケアの継続に努める。
- ㉓ スクールカウンセラーの有効活用に努める。
- ㉔ 教育研究指定・学校公開研究会を計画的に実施する。
- ㉕ 各種研修会の実施に努める。
- ㉖ 学校公開研究会への積極的参加及び県内外への視察研修を企画し、実施する。
- ㉗ 小中連携教育協議会の充実に努める。
- ㉘ 学校要請訪問指導の充実に努める。
- ㉙ 「岩手県クラウド版統合型校務支援システム」の活用促進に係る学校現場への支援に努める。
- ㉚ 「保小の架け橋カリキュラム」を作成し、教育・保育の質の向上に努める。

イ 生涯学習・生涯スポーツの振興

- ① いきいきライフ、のだキッズセンター、青少年の体験活動等の社会教育事業を通じた世代間交流を推進する。
- ② 生涯学習の拠点である図書館については、新刊図書の紹介、企画展の実施、読書ボランティア団体との協働により、子どもたちが本と触れ合う機会をつくる等の読書活動の推進に努める。
- ③ 社会教育指導員及び図書館司書の専門性を高めるため、各種研修会に派遣する。
- ④ 野田村生涯学習大会については、各種関係団体と開催方法、内容等を協議しながら、大会の充実を図る。
- ⑤ 野田村芸術文化協会と連携を図り、所属団体の自主的な活動の支援に努める。
- ⑥ 野田村総合文化祭、村民芸術鑑賞会等により、芸術文化に触れる機会を提供する。
- ⑦ 文化財の保護及び活用については、村内に所在する指定文化財を中心に適切な保存及び活用に努め、住民が地域の歴史及び文化に触れる機会を提供する。
- ⑧ 地域の風土及び歴史をいかした芸術文化の創造に努める。
- ⑨ 地域に受け継がれてきた有形・無形の文化財の収集及び継承を図る。
- ⑩ 岩手県指定天然記念物「米田津波堆積物」を学校教育及び生涯学習関係の事業に活用するとともに、国指定天然記念物への上位指定について検討する。
- ⑪ 各種スポーツ大会の開催に対し支援する。
- ⑫ 野田村スポーツフェスティバルを充実させるとともに、村民体育大会の円滑な大会運営に努める。
- ⑬ 少子化、教職員の働き方改革等により中学校の部活動がこれまでと同様に活動できなくなることが危惧されていることから、「部活動指導員」の確保及び地域クラブの設立に向けた取組を

推進する。

- ⑭ 悠YOUスポーツクラブ推進事業のほか、幅広い年齢層を対象としたeスポ広場を実施することにより、各年代に合わせた生涯スポーツの推進に努める。
- ⑮ 各スポーツ団体が円滑な活動を推進できるよう、指導及び支援に努める。
- ⑯ 総合運動公園及び体育館を核とした体育施設については、各種大会の開催のほか、スポーツ少年団、中高生のスポーツ活動等の拠点として広く利用されている。そのほかの社会教育施設も含め、施設の適切な維持管理及び効率的な運営を図り、安全で快適な利用環境の確保に努める。
- ⑰ 既存のスポーツ施設の適正で効率的な維持管理及び老朽化に伴う施設の改修に努めるとともに、施設管理計画を作成し、総合運動公園のLED化、スコアボードの改修等の利用者のニーズに合わせた施設の計画的かつ効率的な整備を検討する。
- ⑱ 各種広報媒体を通じ、住民にスポーツ活動の効用、スポーツイベント等の各種スポーツ情報をきめ細かに提供するように努める。
- ⑲ アジア民族造形館については、施設の維持管理に努め、今後の施設の在り方や方向性について検討する。
- ⑳ 体育・社会教育施設における利用予約、申請手続き等について、電子申請の導入を検討し、利用者の利便性向上と事務の効率化を図る。

ウ 学びの環境づくり

- ① 地域学校協働本部事業を活用し、地域及び学校の協働活動の推進に努める。
- ② 学校及び地域が一体となった学校づくりのため、学校運営協議会の推進に努める。
- ③ 地域活動及び教育振興運動の支援に努める。
- ④ 野田小学校及び野田中学校の適切な維持管理に努めるとともに、老朽化が進む野田中学校については、大規模な改修を検討する
- ⑤ 児童生徒就学支援事業を継続する。
- ⑥ のだキッズセンター、いきいきライフ等の生涯各期における学習活動を推進し、学びの場の提供に努める。
- ⑦ 教職員の働き方改革の適切な推進を図る。
- ⑧ 村内の高校生に対し、通学に対する支援を図り、学業のサポートを行う。
また、岩手県立久慈翔北高等学校野田校舎振興会の一層の活動支援を図り、入学者数の確保に向けた取組を強化する。
- ⑨ 野田村育英会の奨学金制度及び奨学金返還支援事業を継続する。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体
教育の振興	(1) 学校教育関連施設 校舎	野田中学校改修事業 野田中学校校舎及び体育館の改修	村
	体育施設	総合運動公園機能充実事業 野球場・テニスコート照明のLED化及びスコア ボードの改修	村

	<p>体育館設備機能充実事業 体育館ステージ照明のLED化や音響機器の更新、空調設備の設置</p>	村
	<p>村民プール設備機能充実事業 村民プール屋根の腐食に伴う補修、照明のLED化、プール槽の更新</p>	村
(4) 過疎地域持続的発展特別事業	<p>野田中学校太陽プロジェクト助成事業 復興教育、創作太鼓等の実施経費を助成</p>	中学校
	<p>学校給食供給事業 学校給食の安定した供給のため、野田村学校給食協会に運営費を補助</p>	給食協会
	<p>通学バスの整備・更新事業 スクールバス2台の更新</p>	村
	<p>田んぼ体験事業 小学生を対象に田んぼ体験を実施</p>	村
	<p>小中連携教育推進事業 会議の開催・研修会の開催・標準学力調査への取組</p>	村
	<p>国際理解事業 外国語指導助手の配置</p>	村
	<p>ICT環境整備事業 小中学校の教職員PC及び周辺機器等の賃貸借</p>	村
	<p>特別支援教育支援員配置事業 小中学校へ支援員の配置</p>	村
	<p>スクールカウンセラー配置事業 スクールカウンセラーの巡回相談</p>	県
	<p>指導主事市町村派遣負担金事業 県教委から村教委への指導主事の派遣に対する負担金</p>	村
	<p>むらづくり推進事業 野田村青年会へ補助</p>	村青年会
	<p>野田村校外指導連絡会補助事業 野田村校外指導連絡会へ補助</p>	村校外指導連絡会
	<p>図書等購入事業 図書の整備充実</p>	村
	<p>芸術文化振興事業 芸術文化振興事業</p>	芸術文化協会
	<p>埋蔵文化財発掘調査事業 各種開発事業に伴う発掘調査</p>	村
	<p>野田村体育協会補助事業 体育協会及び各団体に対し補助</p>	体育協会
	<p>野田村悠YOUスポーツ推進事業 各種スポーツの普及、教室開催</p>	実行委
	<p>野田村スポーツ少年団活動費補助事業 野田村スポーツ少年団の活動へ補助</p>	協議会
	<p>e-スポ広場 レクリエーション運動機会の提供</p>	村
	<p>総合運動公園管理業務委託事業 管理・環境整備の委託</p>	村
<p>村民プール管理業務委託事業 村民プールの管理・清掃業務の委託</p>	村	

	体育館管理業務委託事業 体育館内外の清掃業務の委託	村
	総合センター管理業務委託事業 総合センターの管理業務の委託	村
	生涯学習センター管理業務委託事業 生涯学習センターの管理業務の委託	村
	アジア民族造形館施設運営管理事業 アジア民族造形館の施設運営管理	村
	地域学校協働本部事業 小中学校へのコーディネーター配置、学校支援活動、放課後子ども教室	村
	奨学金返還支援事業 村に定住した者に返還金の一部又は全額を補助	村
	岩手県立久慈翔北高等学校野田校舎振興会補助事業 岩手県立久慈翔北高等学校野田校舎振興会へ補助	振興会

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需用が変化していくことが予想されることを踏まえ、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことを目的として、「野田村公共施設等総合管理計画」を策定しており、「野田村過疎地域持続的発展計画」については、「野田村公共施設等総合管理計画」との整合性を十分に図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

4 子育て環境の確保、高齢者等の保健、福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア 子育て支援、少子化対策

「野田村子ども・子育て支援事業計画」の基本理念である「地域で支える、親子にやさしい環境づくり」に基づき、地域力をいかした各種施策を実施している。

保育料の無償化、新生児誕生祝品、エンゼル祝金の支給、在宅育児世帯に対する応援手当の支給及び高校卒業までの医療費を助成する等、経済的負担の軽減を図り子育てしやすい環境づくりに努めている。

共働き家庭の増加、核家族化の進行等に対応し、就労及び育児の両立支援を推進するため、特別保育事業のうち、病児保育及び一時預かり事業を新たに追加拡充したほか、移転新築した野田小学校で放課後児童クラブを開設している。

ひとり親家庭に対する各種制度の普及啓発及び相談対応を実施している。

イ 高齢者福祉

直営の地域包括支援センターを中心に保健、福祉及び介護に携わる関係機関と連携し、一体となった介護予防事業を展開している。

地域でのいきいき百歳体操及びふれあいきいきサロンの実施を支援し、高齢者の交流をつうじ、相互の支え合い、見守り合い、コミュニティ形成等を図り、地域の福祉力の向上に努めている。

今後も、高齢者が活躍する場を提供し活動を継続できるよう支援を行う必要がある。

在宅福祉事業による介護用品支給、在宅高齢者食事サービス事業による栄養改善及び見守り、安否確認事業、認知症高齢者グループホーム及び生活支援ハウス等の高齢者福祉施策に幅広く取り組んでいる。

高齢者が認知症になっても住み慣れた地域で生きがいを持ち、生活を継続できるよう、支援を行う必要がある。

後期高齢者数の上昇は今後も続くことが見込まれる中、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、「保健事業と介護予防事業の一体的実施」、地域包括ケアシステムの推進等が必要である。

ウ 障がい者福祉

「野田村障がい者プラン」に基づく各種事業の支援を実施しており、新たな課題、環境の変化等にも柔軟に対応できるよう、広域的な障がい福祉サービスの構築を目指し、関係機関との連携に努めている。

自立支援給付事業による介護及び訓練サービスの提供相談支援体制の強化、障がい者福祉タクシー助成制度による外出支援等により、日常生活を支援している。

障がい児教育の充実を図るため、保育、教育、保健、医療及び福祉の関係機関と連携したきめ細かな対応に努めている。

今後も、引き続き連携を密にし、学ぶ環境及び相談支援体制の整備に努める必要がある。

エ 地域福祉

福祉関係団体、関係機関と連携を図りながら、在宅福祉事業、生活支援事業等の推進及びボランティア活動支援に努めている。

広報紙への掲載のほか、各種機会を捉えた広報活動により広く福祉に関する情報を提供し、地域ぐるみの福祉意識の高揚を図っている。

野田村社会福祉協議会にコーディネーター、相談員を設置し、地域の様々な福祉に関する課題の調整をしている。

近年の物価高騰、経済対策のため、支援事業を実施している。

オ 保健活動

野田村保健センターを保健活動の拠点とし、「健康のだ21プラン」に基づく各種保健サービスに取り組んでいるほか、食生活改善推進員と協力し、食育活動の充実を図っている。

広報活動により各種検診の受診率向上に努めている。

なお、若い世代の受診率が低い傾向にあることから、一層の啓発活動が必要である。

「野田村のちを支える行動計画」に基づき、自殺対策として精神保健的視点だけでなく社会的及び経済的な視点を含む包括的な視点並びに多角的な取組を実施していく必要がある。

(2) その対策

ア 子育て支援、少子化対策

- ① 質の高い幼児期の教育・保育基盤の確保及び子育て支援事業の充実を図る。
- ② 多様化する保育ニーズに対応した保育サービスを提供できるよう、特別保育事業を実施する。
- ③ 保育所、学校等の関係機関と連携し、安心して子育てできるよう支援体制の拡充に努める。
- ④ 保護者が昼間家庭にいない児童に対し適正な遊びの場及び生活の場を与えるため、放課後児

童クラブを実施し、児童の健全育成を図る。

- ⑤ 子どもの誕生を祝福するとともに、次代を担う児童の健全育成に資する事業を継続する。
- ⑥ ひとり親家庭を総合的に支援するため、関係機関と連携して制度の普及啓発及び相談体制の強化に努め、経済的自立を支援する。

イ 高齢者福祉

- ① 高齢者が持つ豊富な知識、経験及び技能をいかし、世代間の交流及び生きがいを推進する。
- ② 保健師、栄養士等の専門職による健康相談、健康教育、栄養指導、家庭訪問等の保健活動を展開し、健康づくりを推進する。
- ③ 「野田村高齢者福祉計画」及び「久慈広域連合介護保険事業計画」に基づき、総合的な生活支援及び介護予防の推進を図るとともに、個々の心身の状況に対応したを実施し、介護サービスの質的向上を図る。
- ④ 住民自ら行う見守り体制の構築を推進するとともに、事業所と協定を締結し、複数による体系的な見守り体制の整備を図る。
- ⑤ 増加傾向にある高齢者世帯に対して引き続き生活支援のサービスを提供するとともに、在宅介護に携わる介護者の身体的及び精神的負担軽減を図り、地域で安心して暮らせるための支援事業を充実させる。
- ⑥ コミュニティ形成及び活動の継続を支援するとともに、地域の創意工夫による自発的な活動を支援する。

ウ 障がい者福祉

- ① 障がいがある人もない人も、障がいについて正しく理解し、互いに支え合えるような環境をつくるため、医療機関、相談支援事業所等の関係機関と連携して、障がい者の早期支援に努める。
- ② 野田村社会福祉協議会と連携し、障がい者団体の円滑な活動を支援する。
- ③ 関係機関との連携を強化しながら、新たな人的資源の確保に努め、広域的な障がい者福祉サービスの推進を図る。
- ④ 就労を希望する障がい者が社会的に自立できるよう、関係機関と連携し、障がい者の就労相談会や企業説明会の開催等により、就労につなげるように支援する。
- ⑤ 障がい者自らがスポーツ、文化及び芸術活動に興味・関心を持ち、それをつうじて社会参加と生きがいを創出する機会を提供する。
- ⑥ 既存の社会資源、人的資源等を十分活用し、障がい児に対する適切な教育環境及び子育て相談ネットワークの構築に努める。
- ⑦ 障がい者が情報を収集し、発信しやすいように、普及啓発に努めるとともに、障害福祉サービスにより、障がい者の生活の充実を図る。

エ 地域福祉

- ① 各種機会での広報活動により福祉に対する正しい知識及び情報を提供し、地域ぐるみの福祉意識の高揚を図る。
- ② 福祉関係団体との連携及びボランティア活動を通して、福祉の担い手となる人材の発掘及び育成をするとともに、ボランティア活動への支援を推進する。

③ 地域での生活を支援する様々なサービスの充実及び高齢者、障がい者、子ども等の総合的な福祉事業の展開をしていく。

在宅で介護に携わる人に対し、介護の知識及び技術の習得を支援し、介護者の負担軽減を図る。

④ 全ての人々が安心して暮らすことができるよう、公共施設、民間施設及び住宅等のバリアフリー化やユニバーサルデザインの導入を推進する。

⑤ 被災者や、生活困窮、独居により生活に不安を抱える人に対する支援策の充実に努め、併せて、物価高騰対策を実施する。

オ 保健活動

① 母子保健サービスの充実強化が求められる中、妊娠期からの面談、乳児家庭全戸訪問、健康教育、健康相談等を実施し、切れ目のない支援に努める。

また、妊産婦健診、乳幼児健診及び予防接種の受診率の向上に努める。

② 成人保健及び老人保健サービスの充実のため、「健康のだ21プラン」の「健康増進計画」に基づく健康教室、健康相談、健康講演会等を実施し、各種検診の周知徹底、受診率の向上及び未受診者対策に努める。

③ 生活習慣病、感染症等の予防については、関係機関と連携し適切な対応を図るとともに、正しい知識の普及及び予防意識の啓発に努める。

④ 自殺及び引きこもりを予防するため、「野田村いのちを支える行動計画」に基づき、県や医療機関等関係機関と連携し、精神保健の知識の普及、相談活動等包括的な取組を推進する。

また、こころの健康相談センターを引き続き開設する。

⑤ 住民一人ひとりの健康づくりに関する知識の向上を図るため、「健康のだ21プラン」の「健康増進計画」に基づき、乳幼児から高齢者までの各世代に応じた健康講座を実施し、生涯にわたる健康増進を図る。

⑥ 食生活の面からの健康増進及び生活習慣病予防を推進するため、食生活改善推進員の養成及び活動支援を行い、「健康のだ21プラン」の「食育推進計画」に基づく健全な食生活の推進に努める。

⑦ 心の健康の重要性及び命の尊厳の認識を高めるため、保育所、小中学校及び教育委員会と連携を強化し、子どもから高齢者までの心の健康づくりを推進する。

⑧ 「歯と口腔の健康づくり基本計画」の「生涯にわたり、美味しく食べたり、楽しく話したりできること」を目標に、むし歯及び歯周病の予防に取り組み、各年代の特徴及び目標に応じた歯科保健サービスを受けられるよう関係機関と連携し推進する。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体
子育て環境の 確保、高齢者 等の保健及び 福祉の向上及	(8) 過疎地域持続 的発展特別事業	安心子育て環境づくり事業 保育料の完全無償化	村
		放課後児童健全育成事業 放課後児童クラブの実施	村

び増進	特別保育事業 延長保育・障がい児保育・世代間交流・乳児保育 促進・地域子育て支援センター・病後児・一時預かり 事業の委託実施	村
	エンゼル祝金事業 エンゼル祝金の支給	村
	在宅子育て応援手当事業 生後8週から満3歳までの在宅育児世帯に対し 商品券を交付	村
	保育所運営委託事業 社会福祉法人野田村保育会等に保育所運営を委 託	村
	新生児誕生祝品支給事業 新生児の誕生を祝福するとともに健全な育成に 資するため祝品を支給	村
	妊産婦健康診査交通費助成事業 医療機関へ通院する妊産婦に対し通院費を助成	村
	母子寡婦福祉協会補助事業 母子寡婦福祉協会へ補助	母子寡婦 福祉協会
	老人保護措置事業 養護老人ホーム等の入所委託	村
	長寿祝い事業 敬老会の実施、米寿等歳祝い品の贈呈	村
	生活支援ハウス運営事業 生活支援ハウスの管理・運営を委託	村
	老人クラブ育成事業 老人クラブ連合会及び各クラブへ補助	老人クラブ 連合会等
	認知症カフェ運営事業 認知症カフェの運営を委託	村
	いきいき百歳体操普及事業 地域における百歳体操の実施を支援	村
	生活支援コーディネーター事業 生活支援コーディネーターを配置	村
	地域包括支援センター運営事業 地域包括支援センターの運営	村
	一般介護予防事業 介護予防に関する普及啓発及び活動を支援	村
	認知症初期集中支援推進事業 認知症初期集中支援チームの運営及び専門医師 の委託	村
	認知症地域支援・ケア向上事業 認知症地域支援推進員等の養成や普及・啓発活動	村
	在宅福祉事業 紙おむつ券の支給及び見守り通報サービスの提 供	村
	在宅高齢者等食事サービス事業 在宅高齢者等に対し配食サービスを提供	村
身体障害者協議会補助事業 野田村身体障害者協議会へ補助	村身障協	

	地域生活支援事業 日中活動事業へ補助、相談支援及び日常生活用具の給付	村
	障害者医療費助成事業 障害者医療費の一部を助成	村
	障害者自立支援給付事業 介護・訓練サービス及び補装具の給付	村
	障がい者福祉タクシー助成事業 非課税世帯の重度障がい者に対しタクシー助成券を交付	村
	障害児通所給付事業 障がい児通所サービス等の給付	村
	野田村社会福祉協議会補助事業 野田村社会福祉協議会へ補助	村社協
	心配ごと相談所運営事業 心配ごと相談所の運営	村
	久慈地域成年後見センター運営委託事業 成年後見制度等に係る相談窓口	久慈市 社協
	地域福祉事業 高齢者等の日常の生活支援及びそれを支えるボランティアとのマッチング及び育成、地区サロンの運営支援、通院支援バスの運行	村
	高齢者及び障がい者にやさしい住まいづくり推進事業 自宅のバリアフリー改修費を補助	村
	福祉有償運送事業 要介護者や障がい者等に対する福祉有償運送を実施	村
	高齢者等安否確認事業 高齢者世帯等の安否確認	村
	災害援護資金貸付事業 災害援護資金借入者に対し貸付	村
	災害援護資金利子補給事業 災害援護資金借入者に対し償還金利子分を補助	村
	1歳6か月児及び3歳児健診事業 1歳6か月児及び3歳児の健診	村
	歯科検診事業 幼児歯科検診、妊婦歯科検診	村
	妊婦乳幼児健康診査事業 妊婦乳幼児の健康診査	村
	人間ドック補助事業 人間ドック利用料を補助	村
	各種検診事業 国保特定健診、結核、各種がん検診等	村
	インフルエンザ予防接種事業 インフルエンザ予防接種費用の無料化	村
	各種予防接種事業 定期接種、任意接種（高齢肺炎、成人麻しん・風しん、おたふくかぜ）	村

	食生活改善推進事業 食生活改善推進員協議会に対して食生活改善普及事業を委託	村
	献血推進事業 献血推進協議会へ補助	協議会
	こころの健康相談センター事業 こころの健康相談事業を実施開設	村
	保健センター維持管理事業 保健センターの施設及び設備の維持管理	村
	産婦健康診査事業 産後2週間及び1か月前後の産婦健康診査に対し助成	村
	新生児聴覚検査事業 生後1週間から1か月までに行う新生児の聴覚検査に対する助成	村
	野田村精神障がい者家族会補助事業 野田村精神障がい者家族会へ補助	村家族会
	地域自殺対策強化事業 相談先や予防の普及啓発、関係機関との連携、こころの健康づくり講演会・健診等を実施	村
	子育て世代包括支援センター事業 母子の実情把握、相談・情報提供・助言、保健指導、関係機関との連絡調整など包括的な支援を実施	村
	生活困窮者冬季特別対策等事業 住民税非課税世帯及び家計急変世帯に対し、灯油購入費の一部を助成	村
	生活者支援対策事業 生活者を支援するため全世帯に対し、商品券を助成	村
	価格高騰緊急支援事業 住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税である世帯と、その世帯内の18歳未満の児童一人につき現金を給付	村
	定額減税補足給付金事業 定額減税にて税金がひききれないと見込まれる者に対し、不足分を現金で給付	村
	エアコン設置支援事業 低所得世帯を対象にエアコンの購入・設置費用の一部を助成	村
	保育対策総合支援事業 野田村保育会に対し、保育支援者や保育補助者への人件費を補助	村
	児童手当支給事業 児童がいる世帯に対し、児童手当を支給	村
	高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的実施事業 後期高齢者の健康課題の分析、フレイル予防等の実施	村
	高齢者補聴器購入助成事業 難聴で悩む高齢者に対し、補聴器の購入費の一部を助成	村

	健康増進事業 地区健康相談、訪問指導等を実施	村
	带状疱疹予防接種事業 带状疱疹予防接種の一部を助成	村
	新型コロナウイルスワクチン接種対策事業 新型コロナウイルスワクチン接種の一部を助成	村
	妊婦支援給付金事業 妊婦に対し、支援給付金を給付	村
	旧玉川児童館解体事業 児童クラブの統合により供用を終了した旧玉川児童館の解体	村

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需用が変化していくことが予想されることを踏まえ、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことを目的として、「野田村公共施設等総合管理計画」を策定しており、「野田村過疎地域持続的発展計画」については、「野田村公共施設等総合管理計画」との整合性を十分に図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

5 医療の確保

(1) 現況と問題点

ア 医療

医療体制については、一般診療所及び歯科診療所の2つの医療機関があり、広域圏の医療機関とも連携しながら健康増進、疾病の予防及び重症化の予防に取り組んでいる。

また、地域医療体制の充実に向け、久慈保健所と連携しながら、関係機関に働きかけをしているが、岩手県立久慈病院の医師確保について難しい状況が続いている。安心して医療を受けられるよう、医師確保に向けての働きかけを継続する必要がある。

(2) その対策

ア 医療

- ① 村内医療機関及び広域圏の医療機関との連携により、健康増進、疾病予防、早期発見、診断治療及びリハビリテーションに至るまでの包括的な地域医療体制の充実に努める。
- ② 村内医療機関の医師及び医療従事者の確保に努めるとともに、地域医療体制の充実に向け、広域圏と連携した取組を推進する。
- ③ 医療系学部の学生及び関連する各分野の学生の参加による「多職種連携教育」を実施し、将来本村で就業する医療、福祉及び保育関連の人材確保を図る。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体
医療の確保	(1) 診療施設 診療所	野田村診療所維持管理事業 野田村診療所の施設及び設備の整備、維持管理	村

	(3) 過疎地域持続的発展特別事業	医療機関バス運行事業 医療機関へのバス運行を実施	村
		診療所機能整備事業 診療所の医療会計システム(レセプトコンピューター)更新	村

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需用が変化していくことが予想されることを踏まえ、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことを目的として、「野田村公共施設等総合管理計画」を策定しており、「野田村過疎地域持続的発展計画」については、「野田村公共施設等総合管理計画」との整合性を十分に図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 水道施設・汚水処理対策の推進

水道については、快適で衛生的な生活を営む上で必要不可欠な施設であり、住民に豊かで清浄な水を安全に安定して供給する必要がある。

下水道整備に伴う水需要の増加が見込まれる一方で、人口減少及び節水型社会への移行による水需要の減少も見込まれる。

配水管布設事業、施設の改修事業等を実施し、有収率の向上に努め水道水の安定供給に努める必要がある。

また、水源流域の水質汚染に対する監視体制及び水質検査を徹底する必要がある。

下水道については、公共下水道を平成14年度から供用開始しているが、健全経営のため、更に接続率の向上を図ることが必要である。

また、公共下水道施設及び各集落排水施設の整備により供用開始区域内の水洗化率は向上しているが、集合処理区域以外については、水質保全及び快適で衛生的な生活環境を確保するために水洗化が必要であることから、浄化槽の普及促進に努める必要がある。

イ 廃棄物処理

本村におけるここ数年のごみの収集量をみると減少傾向にある。

今後も、関係団体と協力し、リサイクルや減量化に関する普及啓発活動を行うなど多角的な視点でごみの分別・減量化を促進する必要がある。

ごみの不法投棄については、定期的なパトロール及びごみの回収を実施しているが、不法投棄が無くならない状況である。一方、産業廃棄物処理については排出者責任の原則に立ち、啓発活動により事業者から一定の理解を得られている。

今後も、ごみの不法投棄、産業廃棄物のパトロール等を強化し、継続的・総合的な取組が必要である。

ウ 消防防災

久慈広域連合久慈消防署野田分署（以下「野田分署」という。）及び野田村消防団（以下「消防団」という。）による継続的な火災予防広報を、火災予防運動期間においては消防団が一般家庭

予防査察を実施し、火災予防と住民の防火意識の高揚に努めている。

消防団の活性化については、久慈広域連合消防本部（以下「消防本部」という。）と連携し、新入団員の育成を実施するなどの知識及び技術の向上に努めている。

救急体制の充実については、消防本部とともに救急体制の向上及び救急救命士の確保に努めているほか、今後も救急設備の更新等の整備を行う必要がある。

「野田村国土強靱化地域計画」に基づき、過去の災害における経験等をいかした災害に強いむらづくりを推進していく必要がある。

地域防災体制の強化については、防災訓練の実施、非常用物品等の備蓄を行い、津波、土砂災害等の災害に備えていく必要がある。

また、「野田村地域防災計画」及び「ハザードマップ」を見直し、各種広報媒体を通じて避難場所及び土砂災害危険箇所の周知を図っている。

今後も、計画的に非常用物品等を備蓄するとともに、村民に土砂災害危険箇所等が浸透するよう情報発信に努める。

自主防災組織の活動支援については、5団体が活動しており、今後も、組織結成支援に努めるとともに、コミュニティ助成事業助成金を活用した資機材購入や活動に対する補助など活動支援が必要である。

広域防災体制については、日頃から近隣市町村との連絡体制を保持し、台風及び大雨等災害時に情報共有を図っており、今後も連携を密にしていく必要がある。

情報伝達については、住民等への緊急情報や村からの避難情報等について、村公式ウェブサイト、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、各種SNS、エリアメールなど多様な情報伝達手段を確保しているため、今後も適正な維持管理をする必要がある。

エ 住宅

村営住宅については、「野田村公営住宅等長寿命化計画」に基づき村営住宅整備等基金を活用した維持管理に努める必要がある。

空き家情報バンク制度の実施や移住者の住宅確保に係る経費を補助するなど定住促進事業を展開している。

今後も、各種広報媒体による周知を行い、移住・定住対策事業を充実させる必要がある。

オ 公園・緑地

十府ヶ浦公園、ひだまり公園等は、村民の散歩コース、子どもの遊び場、憩いの場等として多くの人々に利用されており、今後も利用者の多種多様な活用及び利便性の向上を図るため適切な維持管理に努める必要がある。

また、十府ヶ浦公園、ひだまり公園等の維持管理は、官民協働で実施されているが、今後は、高齢化、地域コミュニティの変化等により官民協働での維持管理が困難となる可能性があり、維持管理費用の増加が懸念される。

農村公園及び緑地休養施設は、適切な維持管理に努めるとともに、利用実態や将来的な活用方法を勘案し、地域とともに施設の在り方の検討を進める必要がある。

また、安全に利用できるよう、老朽化した遊具の修繕、撤去等を検討していく必要がある。

景観美化の推進については、住民、団体等と協力の下協働して、継続的に取り組んでいく必要がある。

カ 交通安全対策

交通安全教室の開催や官民一体となった街頭指導による交通安全運動を実施しているほか、各種媒体での広報など、啓発活動に努めている。

なお、道路整備等に伴う交通環境の変化や住民の要望に対応するため、交通安全施設の改善要望や整備に努める必要がある。

被災者救済対策として、交通災害共済への加入を推進しており、高い加入率を維持している。

キ 防犯対策

野田村地域安全協議会防犯部会を中心に警察署と連携を図りながら防犯意識の啓発に努めている。近年は、地方においても凶悪な犯罪や事件、また、SNSによる特殊詐欺などが発生しており、防犯意識の高揚を図る必要がある。

歩行者の安心・安全な通行を確保するため、防犯灯設置に対し支援を行い、防犯環境の整備に努めている。

ク 自然環境

本村は、海岸線一帯を三陸復興国立公園に指定されているほか、希少動植物を育む豊かな自然環境を有している。この豊かな自然環境を次世代へと継承するため、住民共通の責務として保全管理に努める必要がある。

また、地域の自然環境への理解を深め、本村への愛着心の醸成のため、自然環境を活用した取組を充実させていく必要がある。

(2) その対策

ア 水道施設、汚水処理対策の推進

- ① 「野田村簡易水道事業経営戦略」の改定と合わせて、アセットマネジメント計画を策定し、その中で適正な水道料金を設定するよう検討する。
- ② 計画的な水道施設の改修を行い、災害に強い水道施設の整備を図る。
- ③ 下水道整備に伴う水需要の増加に対応するため、計画的、効率的な施設整備を推進する。
- ④ 計画的な施設の更新、維持管理等により、水道水の安定供給を図る。また、水は有限かつ貴重な資源であることから、節水意識の高揚を促進する。
- ⑤ 安全で安定した水道水を確保するため、住民及び関係機関と連携し、水源流域の水質汚染等に対する監視体制に努めるほか、法で定められた水質検査を実施する。
- ⑥ 「野田村下水道事業経営戦略」の改定を行い、その中で適正な下水道使用料を検討する。
- ⑦ 計画的に下水道施設の改修を進めるとともに、供用開始区域内の早期接続の推進を図る。
- ⑧ 供用開始区域内の接続率の向上を図るとともに、集落排水施設の有効利用による健全経営に努める。
- ⑨ 家屋浸水対策として、「野田村公共下水道事業計画」に基づき、残る宇部川第8排水区ポンプ場の整備について再検討する。
- ⑩ 集合処理区域以外の地域については、浄化槽設置整備事業の導入等により浄化槽の普及促進に努め、水洗化率の向上を図る。

イ 廃棄物処理

- ① ごみの排出抑制と再資源化を進めるため、野田村衛生班連合会（以下「衛生班連合会」とい

う。)と連携し、ごみの減量化及び分別収集の意義、効果等を啓発する。

また、正しい分別方法を再確認するとともに、資源回収ステーションの利用を促進する。

- ② 生ごみ処理機、コンポスト等の普及に努め、購入に対する補助を行う。
- ③ ごみの分別・減量化マニュアルを作成し、ごみの減量化及び再資源化を推進する。
- ④ 地区や学校で行っている地域の環境衛生活動を、本村及び衛生班連合会が連携のうえ支援するとともに、資源回収ステーションの整備を支援し、集団回収に取り組む。
- ⑤ 産業廃棄物の適正処理を推進するため、排出者責任の原則に立ち、事業者に対し適正な処理を促すとともに、引き続き啓発活動に努める。
- ⑥ 環境破壊につながるごみの不法投棄を防止するため、関係機関と連携しパトロールなどを実施するとともに、未然防止のための啓発活動に努める。
- ⑦ 家庭ごみ分別収集計画表を配布し、資源ごみの分別を徹底するよう周知するとともに、プラスチック製容器包装、小型家電、雑がみ等のリサイクルに取り組む。
- ⑧ 久慈広域連合での資源ごみ回収に加え、資源ごみの集団回収奨励金交付事業を継続し、再資源化を図るとともに、資源回収ステーションの管理運営などの資源回収システムの構築を図る。
- ⑨ むらづくり推進事業費補助金などを活用し、ごみ収集ステーションの整備を支援する。
- ⑩ 関係機関と連携した調査・パトロールの実施等、監視体制の強化を図るとともに、発生源となる事業所などに対する指導強化や公害の未然防止に努める。
- ⑪ 住民の公害防止に対する協力を得るため、広報活動及び環境教育を推進し、住民の環境保全意識の向上に努める。

ウ 消防防災

- ① 火災予防運動などを通じ、防火思想の普及及び広報活動に努め、住民の防火意識の高揚を図る。
また、野田分署及び消防団と連携し、火災の未然防止に努める。
- ② 村内の消防水利が不足している地区を優先し、防火水槽を基本とした計画的な消防水利整備に努める。
- ③ 消防団と連携し、団員の確保に努めるとともに、計画的に消防車両、施設、資機材等の整備を進める。
- ④ 今後、発生が予想される大規模地震や大津波及び近年頻発している豪雨災害等への対応について多面的に検討するほか、海岸保全対策や下安家地区の津波対策等について岩手県へ要望を行う。
- ⑤ 災害時に迅速かつ的確な対策を講じ、地域状況の変化に適応するよう「岩手県地域防災計画」の改定に応じて、「野田村地域防災計画」の見直しを検討していく。
- ⑥ 災害発生に備え、継続した防災体制の強化を図るとともに、非常食などの備蓄及び管理を行う。
- ⑦ 「野田村国土強靱化地域計画」に基づき、国及び岩手県と村が一体となって、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持った安全・安心なむらづくりを推進する。
- ⑧ 広域防災体制の確立を図るため、近隣市町村はもちろんのこと、消防、警察、自衛隊等の関係機関との連携を強化して災害発生時の対応に備える。

- ⑨ 住民の防災意識の高揚を図るため、地域特性を考慮した防災訓練を実施する。
また、自主防災組織の活動を活性化するため補助金を交付する。
- ⑩ 避難行動要支援者名簿及び福祉避難所を活用し、災害弱者への支援体制を強化する。

エ 住宅

- ① 既存の村営住宅の計画的な改修を図り、良質な住環境の提供に努める。
- ② 空き家情報の充実を図り、移住・定住支援情報の周知を図るとともに、村有地を利用した宅地分譲などによる定住者の受入れを図る。
- ③ 移住者の住宅取得及び土地の購入、賃貸住宅家賃、移住・定住者向け住宅の改修時の支援を行うことで、本村への移住及び定住を図る。

オ 公園・緑地

- ① 十府ヶ浦公園、ひだまり公園等については、遊具及び設備の定期的な点検、修繕等の適正な維持管理に努めるとともに、より一層の利活用を促進するため、利便性の向上を図る。
また、官民協働による維持管理体制の継続に努める。
- ② 農村公園及びアジアの広場については、遊具及び設備の定期的な点検、修繕、撤去等の適切な維持管理に努める。
また、利用実態や活用方法を踏まえた施設の在り方の検討を進める。

カ 交通安全対策

- ① 交通安全教育、広報活動を通じ、村ぐるみによる交通安全意識の高揚を図る。
- ② 道路安全標識などの交通安全施設の改善要望、整備に努め、安全で円滑な道路交通の確保を図る。
- ③ 警察及び関係団体とパトロールを行い、道路環境の向上に努める。
- ④ 交通事故被害者の救済対策として、交通災害共済への加入推進に努める。

キ 防犯対策

- ① 防犯に関する広報啓発により、住民の自主防犯意識の高揚を図る。
- ② 野田村地域安全協議会防犯部会の研修会や関係機関の連携により、体制強化に努める。
- ③ 地域の要望を踏まえ、防犯環境の整備に努める。

ク 自然環境

- ① 玉川野営場を含めた三陸復興国立公園の保護管理の強化を図るとともに、本村の豊かな自然環境を次世代へと継承するため、自然環境の保全管理に努める。
- ② 公共工事を実施する際には、自然環境との調和及び動植物の生育環境への影響を考慮した工法の選択に努める。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体
生活環境の整備	(1) 水道施設 簡易水道	簡易水道施設維持管理事業 配水管等の修繕、更新及び広報等による節水意識の周知	村
		簡易水道施設管理事業 簡易水道施設の維持管理	村

		泉沢浄水場施設更新事業 ろ過池改修及び既設構造物解体工事	村
		玉川浄水場及び導・配水管更新事業 ろ過池改修工事、導・配水管布設工事	村
		明内浄水場更新事業 ポンプ室改修工事、ろ過池改修工事	村
	(2) 下水処理施設 公共下水道	公共下水道施設整備事業 下水道施設改修	村
		雨水排水施設整備事業 検討結果に基づく雨水排水ポンプ施設の整備	村
		浄化槽設置整備事業 合併浄化槽の設置に対し補助	村
	(5) 消防施設	石油貯蔵施設立地対策等交付金事業 防火水槽設置事業	村
		石油貯蔵施設立地対策等交付金事業 本部指令車、消防ポンプ自動車等の更新、消防施設や資機材等の整備	村
		石油貯蔵施設立地対策等交付金事業 水槽付き消防ポンプ自動車整備事業	村
	(6) 公営住宅	村営住宅改修事業 計画的な村営住宅の改修	村
	(7) 過疎地域持続 的發展特別事業	水質検査事業 水質の法定検査の実施	村
		消防団活動費補助金交付事業 消防団へ補助	消防団
		自主防災組織育成補助金交付事業 各自主防災組織へ補助	自主防災組織
		非常食等備蓄事業 避難所設置等を想定した非常食等を備蓄	村
		防災マップ作成事業 地震・津波、洪水・浸水及び土砂災害防災マップの作成	村
		衛生班連合会補助事業 野田村衛生班連合会への補助、家庭用生ごみ処理機等購入費助成	連合会
		リサイクル資源集団回収奨励事業 地域等の集団回収量に応じ奨励金を交付	村
		交通安全対策事業 地域安全協議会交通安全対策部会へ補助	協議会
		防犯対策事業 地域安全協議会防犯部会へ補助	協議会
		防犯灯設置事業 防犯灯の設置補助	各地区
	(8) その他	河川海岸堤防水門等管理事業 河川海岸堤防水門等管理委託	村
		農地海岸堤防水門等管理事業 農地海岸堤防水門等管理委託	村
		十府ヶ浦公園等遊具保守点検事業 遊具の定期点検の実施	村
		十府ヶ浦公園等施設管理事業 官民協働による十府ヶ浦公園等の維持管理	村 関係団体

	治山事業（再掲） 県施行治山事業に係る負担金	県
	自然公園保護管理委託事業 自然公園の保護管理委託	村
	粗大ごみ収集運搬事業 粗大ごみの収集運搬業務委託	村
	消費者保護対策事業 消費生活相談の実施	久慈広域消費生活センター
	十府ヶ浦公園等施設長寿命化計画策定事業 十府ヶ浦公園等施設長寿命化計画策定業務委託	村

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需用が変化していくことが予想されることを踏まえ、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことを目的として、「野田村公共施設等総合管理計画」を策定したており、「野田村過疎地域持続的発展計画」については、「野田村公共施設等総合管理計画」との整合性を十分に図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

7 地域における情報化

(1) 現況と問題点

ア 情報化の推進

本村では、地域情報化事業により光ファイバー網が村内全域に整備され、社会情勢に合わせた事業展開ができる通信環境が整っている。

情報伝達手段として活用している防災行政無線は、適正な管理の下、情報伝達手段として活用していく必要がある。

(2) その対策

ア 情報化の推進

- ① 地域情報化事業により整備した光ファイバー網の適切な維持管理を実施する。
- ② 防災行政無線については、適切な管理の下、情報伝達手段として活用を図る。
- ③ 迅速に情報公開できる各種SNS及び村公式ウェブサイトを活用し、適正な情報発信及び管理を行う。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体
地域における 情報化	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	地域情報通信施設維持管理事業 地域情報通信施設（光ファイバー等）の維持管理	村
		農村情報連絡施設（防災行政無線）維持管理事業 農村情報連絡施設保守点検業務委託	村

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需用が変化していくこと

が予想されることを踏まえ、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことを目的として、「野田村公共施設等総合管理計画」を策定したところであり、「野田村過疎地域持続的発展計画」については、「野田村公共施設等総合管理計画」との整合性を十分に図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

8 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

ア 移住・定住・地域間交流の促進

人口動態による空き家の発生、民間賃貸住宅との共存など、今後は公営住宅需要を見据えた供給及び既存住宅の維持管理、また、定住対策として空き家の有効活用や村有地を利用した宅地分譲等の移住者向けの支援なども必要となる。

また、移住者の住宅確保に係る経費を補助するなど定住促進事業を展開している。

今後も、広報紙などによる周知を行い、移住・定住対策事業を充実させる必要がある。

スポーツ合宿や移住希望者のショートステイ施設として移住交流体験施設が活用されている。今後も、利用促進に向けた広報活動の充実を図る必要がある。

地域間交流については、東日本大震災の支援等を契機とした各種団体との交流を継続しており、「大阪大学オムニサイト協定」やチーム北リアスなど本村の政策にも寄与する発展した取組となっている。

また、友好町村である北海道様似町との相互交流についても、東日本大震災の職員派遣等を契機に活性化している。

東日本大震災を機に、多くの方々からの支援とともに新たなつながりが生まれた。本村への愛着や興味をもち、交流や支援を続けている方々を準村民登録制度である「心はいつものだ村民」として登録している。登録者数は年々増加しており、今後も広報活動などを行いながら登録者の増加を目指すとともに、交流の深化となる取組を行う必要がある。

関係人口は、地域づくりの担い手となるとともに、地域住民との交流を通して新たな価値の創造やイノベーションにつながり、将来的な移住者の増加にもつながることが期待されることから、その増加を目指した各種取組の推進が必要である。

イ 人材育成

人口の減少や高齢化の進行による担い手不足が深刻化し、集落機能の低下が著しく、集落自体の存続が懸念される地区が生じている。集落機能を維持するために地域を支える新しい担い手の育成を進めていく必要がある。

(2) その対策

ア 移住・定住・地域間交流の促進

- ① 空き家情報の充実を図り、移住・定住支援情報の周知を図るとともに、村有地を利用した宅地分譲などによる定住者の受入れを図る。
- ② 移住者の住宅取得又は移住・定住者向け住宅の改修時の支援を行うことで、本村への移住及び定住を図る。
- ③ グリーン・ツーリズムの推進のため、村の資源をいかしたツアー、体験プログラムの開発と

民間受入れ農漁家の発掘及び育成などを推進する。

- ④ 友好町村や本村とゆかりのある地域との交流、東日本大震災を機に新たに生まれた各種団体との交流も併せ、幅広い分野で住民相互の交流の活発化を促進する。
- ⑤ 本村と交流のある大学や企業等民間団体との更なる交流事業の推進、情報発信に努める。
- ⑥ 移住交流体験施設の利用促進、新たな交流機会の創出等、本村と交流のある大学や企業等を通じて活用促進を図り、関係人口の拡大と地域活性化に資する。
- ⑦ 準村民登録制度である「心はいつものだ村民」の登録者数の増加を図るため、村公式ウェブサイトなど各種媒体での広報活動を継続的に行う。

また、登録会員に対する情報発信に努めるとともに、新たな交流機会の創出等の関係性の深化に繋がる取組を進める。

イ 人材育成

- ① 地域おこし協力隊をはじめとした外部人材を積極的に活用し、地域力の向上を図るとともに、新たな地域の担い手の確保・育成を推進する。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体
移住・定住・ 地域間交流の 促進、人材育 成	(4) 過疎地域持続 的發展特別事業	定住促進事業 住宅の新築・購入及び土地の購入、賃貸住宅へ居住する移住者等に対する補助	村
		〇〇S協定交流事業 〇〇S協定に基づく交流事業の実施	村
		友好町村交流事業 友好町村「北海道様似町」との交流事業の充実	村
		野田はまなす会事業 野田村出身者で組織する野田はまなす会の運営	野田 はまなす会
		心はいつものだ村民 登録者増加に向けた広報活動の実施、新たな交流機会の創出	村

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需用が変化していくことが予想されることを踏まえ、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことを目的として、「野田村公共施設等総合管理計画」を策定しており、「野田村過疎地域持続的発展計画」については、「野田村公共施設等総合管理計画」との整合性を十分に図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

9 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

ア 公共交通施策

本村の公共交通機関は、三陸鉄道や久慈市民バス、村営バスがあり、通学、通院、買い物など住民生活にとって欠くことのできないものとなっている。

三陸鉄道は自家用車の普及、生徒数の減少等により利用者数が減少傾向にある中で、各種企画列車の運行及びイベントを実施している。

なお、三陸鉄道の運営を維持していくために各種補助を実施しているが、利用者補助制度の周知等を行いマイレール意識の醸成を図る必要がある。

村営バス運行事業については、2台体制での運行、運賃の無料化等利便性の向上に努めている。生活交通の役割を果たすため、運行ルート、運行方法の見直し等、利便性の向上につながる施策の推進が必要である。

イ 道路整備

三陸沿岸道路が全線開通したことから、沿岸北部と盛岡間を結ぶ新たな高規格道路の早期整備を、関係市町村や団体等が国や岩手県に対し必要性を訴えていく必要がある。

広域的な道路には、国道45号が南北に縦走しているほか、主要地方道の県道野田山形線、一般県道野田港線、野田長内線及び安家玉川線の4路線がある。このうち、玉川地区の国道45号への歩道の設置、県道野田山形線の一部の狭あい区間の解消等の要望活動を継続していく必要がある。

避難道路については、生活道路として活用され、住民の利便性が向上している。

本村の道路は改良率・舗装率とも年々向上しているが、それに伴う施設の維持管理の増加、除排雪範囲の拡大等があるため、計画的に維持管理を行い、安全で円滑な交通確保に努める必要がある。

また、農道及び林道については、一次産業の発展に必要な道路としての機能のほか、災害時の代替路線としての側面もあることから必要に応じ路線の整備・改良を検討する。

(2) その対策

ア 公共交通施策

- ① 鉄道利用者の利便性向上を図るため、ほかの交通機関との連携に努めるとともに、三陸鉄道と村営バスとの接続調整などを行う。
- ② 三陸鉄道の利用促進のため、各種イベントの実施やマイレール意識の高揚を図る。
- ③ 村営バス利用者の利便性の向上を図るため、運行ルートの見直し及び停留所の新設・廃止等の住民ニーズに合った効率的な運用に努める。
- ④ スクールバスによる混乗バスの運行を継続し、住民ニーズに対応した輸送サービスを総合的に捉えた効率的かつ効果的な形態の研究を進める。

イ 道路整備

- ① 東北新幹線や東北縦貫自動車道等の高速交通体系のアクセス道路の整備について、岩手県道路整備促進期成同盟会等と連携しながら関係機関への要望を行う。
- ② 広域的な幹線道路網の整備拡充を図るため、久慈市への迂回路として、県道野田山形線の狭あい部分の拡幅整備等、災害に強い道路網の整備促進について岩手県へ要望を行う。
- ③ 沿岸北部と盛岡間の移動時間の短縮により、防災、医療、教育、観光等の多面的分野の改善及び充実を図り、安全で安心な住みよい生活の確保のため、沿岸北部と盛岡間を結ぶ横断道路の整備促進について岩手県へ要望を行う。
- ④ 玉川地区の国道45号への歩道の整備について国へ要望を行う。

- ⑤ 国道281号については、一般広域道路として位置付けられ地域間の交流促進及び連携強化、観光振興等による地域経済の活性化、救急医療機関への搬送時間の短縮等に資する重要な路線である。

また、台風等の災害による不通箇所が多数発生したことから、全線の抜本的な改良整備について国及び岩手県へ要望を行う。

- ⑥ 日常生活を支える生活関連道路等の老朽化した道路施設の補修を計画的に推進する。
 ⑦ 良質な住宅及び宅地の供給を促進するためのアクセス道路を計画的に整備する。
 ⑧ 地域振興及び産業振興に資する道路を計画的に整備する。
 ⑨ 冬期間の安全で円滑な交通を確保するため、除排雪対策の充実を図るとともに、国道及び県道の歩道除雪について関係機関に要望し、連携して進める。
 ⑩ 地域住民、事業者等と連携を図り、道路の適正な維持管理を行うとともに、バリアフリー化等の人にやさしい道路環境の整備に努める。
 ⑪ 重要な産業道として、農道、林道の整備を計画的に進め、生産基盤の充実及び利便性の向上に努める。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体
交通施設の整備、交通手段の確保	(1) 市町村道 道路	道路維持事業 村道土内和野平線排水施設整備	村
		道路維持事業 村道中平上明内線舗装修繕工事	村
		道路維持事業 村道岩山線舗装修繕工事	村
		村道路面性状調査 ひび割れ率を測定し、修繕工事のリストアップを実施	村
		道路維持事業 道路維持管理業務委託及び除排雪業務委託	村
		村道舗装修繕等工事 村道路面性状調査の結果に基づき、村道の補装修繕工事等を実施	村
		新規インターチェンジ設置に係る事業 玉川地区へ三陸沿岸道路新規インターチェンジを設置するための事業	村
	(1) 市町村道 橋りょう	橋りょう修繕事業 橋りょう修繕業務委託及び工事	村
	(5) 鉄道施設等 その他	三陸鉄道支援事業 三陸鉄道安全輸送設備等の整備に対し補助	三陸鉄道
	(9) 過疎地域持続的発展特別事業	三陸鉄道支援事業 岩手県三陸鉄道強化促進協議会負担金	協議会
三陸鉄道支援事業 三陸鉄道運営費補助金及び三陸鉄道経営安定化対策交付金		三陸鉄道	
村営バス運行事業 村営バスの運行		村	

		道路維持事業 道路台帳補正業務委託	村
		橋りょう修繕事業 橋りょう定期点検業務委託及び長寿命化修繕計画更新業務委託	村
	(10) その他	河川障害物除去事業 河川障害物除去委託	村

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需用が変化していくことが予想されることを踏まえ、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことを目的として、「野田村公共施設等総合管理計画」を策定しており、「野田村過疎地域持続的発展計画」については、「野田村公共施設等総合管理計画」との整合性を十分に図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

10 再生可能エネルギーの利用推進

(1) 現況と問題点

ア 再生可能エネルギーの利用推進

本村では、「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ」を宣言している。

また、公共施設や避難所等への太陽光発電設備の設置をしており、今後は、一般家庭における再生可能エネルギーの導入促進事業を継続し、普及・啓発活動を推進する必要がある。

(2) その対策

ア 再生可能エネルギーの利用推進

① 「2050年二酸化炭素排出量ゼロ宣言」の理念に基づき、地球温暖化対策を推進するため、排出量削減に向けた取組及び啓発活動の推進を図る。

② 自然保護意識の高揚及び自然の利活用を進め、緑化思想の普及に努める。

③ 二酸化炭素排出量削減のため、再生可能エネルギーの利用等について、村民の意識啓発を図るとともに、導入を推進する。

また、北岩手循環共生圏等と連携し脱炭素社会の実現に取り組むとともに、新たな再生可能エネルギーの導入の可能性を検討する。

④ 公用車や公共施設における新エネルギーの導入を推進する等、温室効果ガスの排出抑制や資源・エネルギーの節約及び有効利用を図る。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体
再生可能エネルギーの利用 の推進	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	自然公園保護管理委託事業（再掲） 自然公園の保護管理委託	村
		再生可能エネルギー等導入促進事業 再生可能エネルギーを導入する一般家庭に対し 助成	村

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需用が変化していくことが予想されることを踏まえ、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことを目的として、「野田村公共施設等総合管理計画」を策定しており、「野田村過疎地域持続的発展計画」については、「野田村公共施設等総合管理計画」との整合性を十分に図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

11 集落の整備

(1) 現況と問題点

ア 村政参加（地域づくり）

各地区、団体の代表等で組織する21世紀むらづくり委員会を設置し、全体会のほか総務、住民福祉、産業振興及び地域整備の4つの部会を設置し専門的な審議を行っているほか、住民懇談会を開催し、住民と直接対話する機会を設け、住民参画によるむらづくりに努めている。

今後は、地域住民からの声を聴く多様な機会の確保に努め、協働型のむらづくりを進めていく。

コミュニティ活動の推進については、むらづくり運動推進協議会が村土クリーン作戦や小正月行事等を各種団体の協力により実施しているほか、地域等の自主的な地域づくりを支援するため、むらづくり推進事業費補助金により助成している。

イ 住宅、土地利用

人口動態などによる空き家の発生、民間賃貸住宅との共存など、今後は公営住宅需要を見据えた供給及び既存住宅の維持管理、また、定住対策として空き家の有効活用や移住者向けの支援なども必要となる。

本村では適切に管理されず荒廃が進んでいる土地や空き地が点在しており、自然環境や居住環境に悪影響を及ぼすことが懸念されるため、必要となる調査の実施や空き家バンク登録の促進など、その対応策の推進が求められている。

(2) その対策

ア 村政参加（地域づくり）

- ① 協働型のむらづくりを推進する上で、村の主体的な委員として委員会の機能を強化するとともに住民の声が一層届く住民参加型の自発的なむらづくりの取組を支援する。
- ② 各種計画の策定、施策の方向決定の際には、住民からの意見を反映できるよう、アンケート・パブリックコメント等の取組を促進するとともに、住民と懇談する機会を創出し、住民との協働を推進する。
- ③ コミュニティ活動への参加意欲の高揚を図るため、広報活動を通じて、住民の理解や関心を深めるとともに、地域社会の連帯意識を更に高めるよう促す。
- ④ むらづくり運動推進協議会の活動を継続的に支援し、より多くの住民を活動に巻き込む運営を進めることで、住民の意見を尊重した特色あるむらづくり運動を推進する。
- ⑤ ボランティア団体やNPO法人等との連携を図り、東日本大震災大津波からの復興・創生期間後の新たなコミュニティやまちづくり、地域福祉、防災、環境美化及び青少年の健全育成な

どの生活に密着した様々な分野の活動を支援する。

また、東日本大震災大津波により支援を受けた団体との交流についても継続・発展させ、村の活性化を図る。

イ 住宅、土地利用

- ① 空き家情報の充実を図り、定住支援情報の周知を図るとともに、村有地を利用した宅地分譲などによる定住者の受入れを図る。
- ② 放置されている土地・家屋について調査し、所有者の意向を踏まえながら、有効かつ効率的な利用を検討する。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体
集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	住民懇談会事業 活力あるむらづくりのための住民と村の対話機 会の創出	村
		21世紀むらづくり委員会事業 21世紀むらづくり委員会の開催	村
		むらづくり推進事業費補助事業 地域づくりに対し補助	協議会等
		野田村地域づくり交付金交付事業 活動経費に対し、交付金を交付	村

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需用が変化していくことが予想されることを踏まえ、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことを目的として、「野田村公共施設等総合管理計画」を策定しており、「野田村過疎地域持続的発展計画」については、「野田村公共施設等総合管理計画」との整合性を十分に図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

ア 地域環境

本村では村内一斉の環境美化活動に取り組む等住みよい環境づくりに向けて行政と住民が一体となって取り組んでいる。

また、東日本大震災大津波からの復興事業として十府ヶ浦公園、ひだまり公園等を整備し、村内の各団体がその維持管理、環境美化の役割を担っている。

今後も、持続的な発展が可能となるよう、循環型社会の確立に向けて行政と住民が共に環境問題に取り組んでいく必要がある。

イ 広聴広報の充実、情報公開の推進

広聴広報については、広報紙やカレンダーのほか、各種SNS村公式ウェブサイトによる情報発信を行っている。

今後は、各種SNSを更に活用しチラシなどの削減に努める必要がある。

情報公開の推進については、行政の説明責任を果たすことが重要となっており、環境の整備に努めるとともに、保有する個人情報の取扱いについて留意しながら、適正に運用していく必要がある。

ウ 男女共同参画

男女共同参画社会の推進については、「野田村男女共同参画基本計画」に基づく各種活動を実施している。今後も、各種広報媒体を通じた意識啓発を行い、男女共同参画社会の実現を推進していく必要がある。

エ 行財政

上位計画である「野田村総合計画」を基本とした行政運営及び各種施策を推進しながら、持続可能な行政運営に組織全体で取り組む必要がある。

多様化する行政需要に対応し、的確な行政運営を推進するため、時代に即した事務事業の整理を行うとともに、職員の能力開発及び資質向上のための各種研修への参加を促す必要がある。

行政の情報化の推進については、計画的かつ合理的な事務機器の導入を行っている。

今後も、適切に運用を行うとともに、情報管理の徹底を図る必要がある。

窓口サービスについては、住民の利便性の向上を図るため窓口延長を継続するほか、デジタル化の検討を進め、より一層の住民サービス向上を図る必要がある。

また、従来は窓口で担っていた機能が庁外でも利用できる環境整備を進め、より俯瞰的な視点から住民サービスを検討する必要がある。

本村の財政構造は、自主財源の割合が低く、地方交付税、国庫支出金等の依存財源の割合が高い状態となっている。

今後も、住民と行政が一体となり経費削減に努めるとともに、負担の公平性と受益者負担の原則に基づき、村税、保育料及び給食費などを含めた滞納の解消に取り組み、引き続き財源確保に努める必要がある。

がんばるのた応援寄附金（ふるさと納税）では、いただいた寄附金を子育て支援及び環境整備などに充てている。

今後も、各種媒体を使った広報戦略を行うなど周知に努めるとともに、返礼品の充実を進める必要がある。

オ 更新・統廃合・長寿命化・除却

東日本大震災以降の復興により新しい施設の建設が進むものの、既存施設全体の48%が築30年以上であり、令和7年度には築30年以上の公共施設等が74%を超え、修繕・更新等に多額の費用が必要になると見込まれる。

また、財政面は、交流物産等複合施設及び野田小学校の整備事業の完了に伴い、実質公債費比率の増加による財政の硬直化が懸念され、公共施設等の更新に係る費用の確保が課題となる。

そのため、長期的な視点による公共施設等の更新・統廃合・長寿命化・除却等の施策を計画的に行い、財政負担の軽減・平準化や行政サービスの水準の確保に向けた取組が必要である。

また、公共施設には、災害時に避難所、防災拠点等として活用する施設があるため、防災対策及び適正な維持管理に努める必要がある。

(2) その対策

ア 地域環境

- ① 住民と一体となった環境美化活動の推進や適切な公園・緑地等の維持管理に努める。

イ 広聴広報の充実、情報公開の推進

- ① 情報提供の手段については、広報紙やカレンダー、各種SNS、村公式ウェブサイトなどを活用した情報提供を継続する。
また、情報ごとに適切な媒体での周知に努めるとともに、紙媒体主体からの脱却を進める。
- ② 様々な行政情報の整理を進めるとともに、共有化を図ることで、住民の利便性を高め、情報を入手しやすい環境を整備する。
- ③ 情報公開における個人情報保護については、個人の権利利益を適切に保護するため、十分なセキュリティ対策を行う。

ウ 男女共同参画

- ① 男女共同参画推進協議会と連携し、男女共同参画社会実現への意識の醸成を図るとともに、推進体制の充実に努める。

エ 行財政

- ① 増大する行政需要及び多様化する行政課題に迅速かつ的確に対応できるよう、自治体DXの検討を進め、新たな組織形態、運営手法、働き方等について柔軟かつ適正に進める。
- ② 行政関与の必要性、効率性、効果等を勘案し、引き続き事務事業の整理及び合理化が図られるよう在り方を検討する。併せて、「脱ハンコ」についても検討する。
- ③ 野田村総合計画を基本とした行政運営を推進するとともに、地方分権、県への権限移譲等を含め、社会情勢の変化に対応した弾力的かつ効率的な行政運営に努める。
- ④ 多様化する社会情勢に合わせた職員の能力開発ができるよう、各種研修、人事交流、職員提案制度及び人材育成制度などを推進し、職員の能力向上を図る。
- ⑤ 行政サービスの効率化と高度化を目指すために、計画的に機器の導入及び更新を進めるとともに、職員の操作技術の向上に努める。
- ⑥ 住民の利便性の向上を図るため、窓口サービスの充実を図るとともに、デジタル技術の活用により、時代に即した多様な行政サービスの展開について検討する。
- ⑦ 民間活力の積極的な活用及び住民ニーズに寄り添った施設運営に取り組むため、指定管理者制度の運用拡大に努める。
- ⑧ 結いと協働により実施可能な事業については、住民と協力しながら進めるなど、経費の節減に努め、更には、事業の緊急度及び優先度を踏まえた効率的な財政投資を行いながら歳出の削減を図る。
- ⑨ 「野田村公共施設等総合管理計画」及び「野田村公共施設等個別施設計画」などを踏まえた施設管理を行っていくことにより、経費の削減に努める。
- ⑩ 財源確保及び公平な負担の観点から滞納解消に向け、滞納者に対し、納税相談に対応する。
- ⑪ 住民ニーズに沿った事業を最大限実施するため、国、県等の各種補助制度及び交付税算入率の高い起債の活用を十分に検討する。
- ⑫ ふるさと納税による寄附金などを有効に活用しながら各種施策を実施し、もって村の発展に

寄与する。

オ 更新・統廃合・長寿命化・除却

- ① 建物の老朽化により修繕コストが上昇傾向にある施設は、点検診断を行い、今後の修繕や更新に活用する。
- ② 今後の維持修繕コスト削減・平準化のため、点検診断等のデータにより、予防的な修繕を行う。
また、建物を更新する際は、民間への払い下げや、複合化、PPP/PFIの活用を検討する。
- ③ 遊休施設は、安全確保の観点から、個々の状況を確認しつつ、必要に応じて取壊し等を実施する。
- ④ 施設やインフラにおいて点検・診断・維持・修繕等のデータを活用し、計画的な修繕を実施し長寿命化に努める。
- ⑤ 耐震化実施済みの施設や新耐震基準の施設については、築80年維持できるよう、効率的な維持管理を行い、長寿命化に努める。
- ⑥ 今後の少子高齢化や人口減少に伴い、利用者が減少する施設については、利用形態など機能の観点を含め、統合や複合化を選択肢として検討し、必要に応じて実施する。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体
その他地域の 持続的発展に 関し必要な事 項		十府ヶ浦公園等管理事業（再掲） 官民協働による十府ヶ浦公園等の維持管理	村 関係団体
		統合型地図情報システムデータ更新事業 空中写真撮影及び地籍図、住宅地区、道路現況図 及び上下水道管路図等各データ更新	村
		東日本大震災追悼行事 追悼行事の開催	村
		コミュニティ助成事業 地区のコミュニティ活動のための備品購入へ補助	村 自治会等
		OOS協定交流事業（再掲） OOS協定に基づく交流事業の実施	村
		村公式ウェブサイト保守管理事業 村公式ウェブサイト管理委託	村
		事務機器・ソフトウェア整備 事務機器やソフトウェアの導入、更新及び保守管 理	村
		広報のだ発行事業 広報のだ等の発行	村
		男女共同参画推進事業 男女共同参画推進協議会への補助	協議会
		久慈広域連合負担金 介護保険給付、し尿処理、火葬、ごみ処理、運営 経費	広域連合
		北奥羽開発促進協議会負担金 北奥羽地域内の重点要望活動等に係る負担金	八戸市

		野田村まち・ひと・しごと創生総合戦略事業 総合戦略に掲げる各種事業	村
--	--	--------------------------------------	---

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需用が変化していくことが予想されることを踏まえ、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことを目的として、「野田村公共施設等総合管理計画」を策定しており、「野田村過疎地域持続的発展計画」については、「野田村公共施設等総合管理計画」との整合性を十分に図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

事業計画（令和8～12年度）過疎地域持続的発展特別事業分（再掲）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体
産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業	<p>新規就農者支援対策事業 新規就農者に対する就農奨励金の支給・家賃助成及び研修受入農家に対する支援費の支給等</p> <p>【事業の必要性】 農業技術の習得と早期の経営安定を図るために必要である。</p> <p>【見込まれる事業の効果】 新規就農者の増加が期待できる。</p>	新規就農者 研修受入農家
		<p>農業経営基盤強化資金利子補給事業 資金借入れに対する利子補給</p> <p>【事業の必要性】 効率的かつ安定的な農業経営を支援するために必要である。</p> <p>【見込まれる事業の効果】 農家の経営の安定が期待できる。</p>	村
		<p>肉豚経営安定交付金制度補助金 市場価格と基準価格との差額を補填</p> <p>【事業の必要性】 産業促進を図るために必要である。</p> <p>【見込まれる事業の効果】 畜産農家の経営の安定が期待できる。</p>	農業協同 組合
		<p>農業近代化資金利子補給事業 農業近代化資金に係る利子補給</p> <p>【事業の必要性】 資本装備の高度化を図り、農業経営の近代化に資するために必要である。</p> <p>【見込まれる事業の効果】 農家の安定な経営が期待できる。</p>	村
		<p>久慈地方ほうれんそう価格安定対策事業 補填基準単価と精算単価の差額を補填</p> <p>【事業の必要性】 生産農家の意欲の喚起と安定経営を図るために必要である。</p> <p>【見込まれる事業の効果】 生産農家の増加が期待できる。</p>	農業協同 組合
		<p>園芸作物等生産拡大支援事業 花き・野菜の種苗費等補助、菌床ブロック購入補助、パイプハウス導入補助、機械導入補助</p> <p>【事業の必要性】 園芸作物等の生産拡大及び産地育成を図るために必要である。</p> <p>【見込まれる事業の効果】 園芸作物等への取組みの強化、省力化及び高度化が期待できる。</p>	農業者グループ 認定農業者等

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体
産業の振興	(10) 過疎地域持続 的發展特別事業	野田牧野農業協同組合補助事業 野田牧野農業協同組合へ補助 【事業の必要性】 産業促進を図るために必要である。 【見込まれる事業の効果】 畜産農家の経営向上が期待できる。	牧野組合
		経営所得安定対策等推進事業 野田村農業再生協議会へ補助 【事業の必要性】 所得の安定、向上及び地域の活性化を図るため に必要である。 【見込まれる事業の効果】 農家などの安定な経営が期待できる。	農業再生 協議会
		中山間地域等直接支払交付金事業 生産条件が不利な農用地の環境整備に対し助成 【事業の必要性】 産業促進を図るために必要である。 【見込まれる事業の効果】 担い手の育成・確保、農業生産を基本とした付加 価値向上が期待できる。	協定集落
		多面的機能支払交付金 農地保全活動団体へ活動経費を交付 【事業の必要性】 農地の維持、水路の長寿命化などのために必要で ある。 【見込まれる事業の効果】 農業・農村の有する多面的機能の維持、増進が期 待できる。	農業者 グループ
		鳥獣被害対策事業 鳥獣被害対策実施隊及び新規狩猟免許取得者に 対し補助 【事業の必要性】 有害鳥獣による農作物等の被害防止を図るため に必要である。 【見込まれる事業の効果】 農家の安定な経営と生産振興が期待できる。	実施隊等
		村産材を利用した地域コミュニティ向上事業 公共広場等に村産材を利用した木製備品を整備 【事業の必要性】 産業促進を図るために必要である。 【見込まれる事業の効果】 地域コミュニティの向上が期待できる。	村
		しいたけ種駒購入補助事業 種駒購入費を補助 【事業の必要性】 生産量の増大と生産者の経営安定に資するため に必要である。 【見込まれる事業の効果】	生産組合

		生産者の経営向上が期待できる。	
持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体
産業の振興	(10) 過疎地域持続 的発展特別事業	水産物生産流通支援事業 水産業の持続に必要な経費及び水産資源の持続 的な確保のために行う取組に対し補助 【事業の必要性】 地域水産物の生産及び普及のために必要である。 【見込まれる事業の効果】 質の高い水産資源のPRと付加価値向上が期待 できる。	漁業協同 組合
		交流物産等複合施設指定管理事業 交流物産複合施設の指定管理を委託 【事業の必要性】 生産者と消費者、都市と農村の交流の場を創出す る。 【事業の効果】 地域の活性化が期待できる。	村
		荒海団補助事業 荒海団が行う水産物のブランディング活動、取引 先との連携事業、地元学生等への愛着醸成活動及び 水産振興イベントに対し補助 【事業の必要性】 地域水産物の生産及び普及のために必要である。 【見込まれる事業の効果】 質の高い水産資源のPRと付加価値向上が期待 できる。	荒海団
		新規就漁者支援対策事業 新規就漁者の確保・育成支援 【事業の必要性】 漁業技術の習得と早期の経営安定を図るために 必要である。 【見込まれる事業の効果】 新規就漁者の増加が期待できる。	漁業協同 組合
		商工会補助事業 野田村商工会運営費に対し補助 【事業の必要性】 商工会の健全な育成と商工業者の振興と安定を 図るために必要である。 【見込まれる事業の効果】 商工業の振興が期待できる。	商工会
		中小企業振興資金利子補給事業 村小口資金利用者へ利子補給 【事業の必要性】 経営上及び生活上困窮する中小企業者の経営の 安定に資するために必要である。 【見込まれる事業の効果】 中小企業者の経営安定化が期待できる。	村

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体
産業の振興	(10) 過疎地域持続 的發展特別事業	中小企業融資保証料補給事業 村小口資金利用者へ保証料補給 【事業の必要性】 中小企業者の金融の円滑化と経済負担の軽減を 図るために必要である。 【見込まれる事業の効果】 中小企業者の経営安定化が期待できる。	村
		地域新事業チャレンジ応援補助金 村内の新たな起業・新分野への進出に対し補助 【事業の必要性】 雇用対策を図るために必要である。 【見込まれる事業の効果】 起業者の増加、商工業振興が期待できる。	村
		企業立地補助事業 村内に工場又は事業所を新設、増設する企業に対 し補助 【事業の必要性】 雇用対策を図るために必要である。 【見込まれる事業の効果】 就業場所の増加が期待できる。	村
		広域連携雇用促進補助事業 久慈広域市町村に工場・事業所を新設又は増設す る企業に対し補助 【事業の必要性】 雇用対策を図るために必要である。 【見込まれる事業の効果】 就業場所の増加が期待できる。	村
		住宅・店舗リフォーム奨励事業 村内施工業者によるリフォーム工事に対し奨励 金を交付 【事業の必要性】 安心して暮らせる生活環境の構築のために必要 である。 【見込まれる事業の効果】 商工業の活性化、村内の雇用及び消費購買力の維 持が期待できる。	村
		交流物産等複合施設指定管理事業 交流物産複合施設の指定管理を委託 【事業の必要性】 生産者と消費者、都市と農村の交流の場を創出す る。 【事業の効果】 地域の活性化が期待できる。	村
		NODAまんぷくマルシェ開催事業 NODAまんぷくマルシェ実行委員会に対し補助 【事業の必要性】 誘客促進を図るために必要である。 【見込まれる事業の効果】	実行 委員会

		観光客の増加が期待できる。	
持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体
産業の振興	(10) 過疎地域持続 的発展特別事業	アジア民族造形館休憩施設等管理運営事業 アジア民族造形館休憩施設等の管理委託 【事業の必要性】 誘客促進を図るために必要である。 【見込まれる事業の効果】 適正に管理することにより観光客の増加が期待 できる。	村
		観光協会補助事業 観光協会に対し補助 【事業の必要性】 誘客促進を図るために必要である。 【見込まれる事業の効果】 観光振興の普及発展、観光客の増加が期待できる。	観光協会
		玉川野営場管理委託事業 玉川野営場の管理委託 【事業の必要性】 誘客促進を図るために必要である。 【見込まれる事業の効果】 適正に管理することにより観光客の増加が期待 できる。	村
		日形井地区さわやかトイレ管理委託事業 日形井地区さわやかトイレ浄化槽管理委託 【事業の必要性】 誘客促進を図るために必要である。 【見込まれる事業の効果】 適正に管理することにより観光施設周辺の衛生 環境の向上が期待できる。	村
		トレイル振興会補助事業 トレイル振興会へ塩の道を歩こう会及び各トレ イルイベント等の開催経費を補助 【事業の必要性】 誘客促進を図るために必要である。 【見込まれる事業の効果】 観光客の増加が期待できる。	実行 委員会
		みちのく潮風トレイル普及事業 イベントや広報活動の充実及び振興会に対し補助 【事業の必要性】 誘客促進を図るために必要である。 【見込まれる事業の効果】 観光客の増加が期待できる。	村トレイル 振興会
		三陸ジオパーク推進事業 三陸ジオパークの広報・普及活動を推進 【事業の必要性】 誘客促進を図るために必要である。 【見込まれる事業の効果】 観光客の増加が期待できる。	村

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体
産業の振興	(10) 過疎地域持続 的発展特別事業	農林水産物消費拡大事業 農林水産物の消費拡大に係る事業の展開 【事業の必要性】 所得の安定、向上及び地域の活性化を図るために 必要である。 【見込まれる事業の効果】 農家などの安定な経営が期待できる。	村
		森林経営管理制度事業 森林所有者から経営委託を受けた森林の管理 【事業の必要性】 適切な森林整備の推進を図るために必要である。 【見込まれる事業の効果】 森林がもつ公益的機能の向上が期待できる。	村
教育の振興	(4) 過疎地域持続 的発展特別事業	野田中学校太陽プロジェクト助成事業 復興教育、創作太鼓等の実施経費を助成 【事業の必要性】 生徒の健全育成のために必要である。 【見込まれる事業の効果】 復興教育により将来の地域の担い手となる生徒 を育むことが期待できる。	中学校
		学校給食供給事業 学校給食の安定した供給のため、野田村学校給食 協会に運営費を補助 【事業の必要性】 児童生徒の健全育成のために必要である。 【見込まれる事業の効果】 児童生徒等の栄養改善や健康増進が期待できる。	給食協会
		通学バスの整備・更新事業 スクールバス2台の更新 【事業の必要性】 児童・生徒の平等な学習機会の提供のため必要で ある。 【見込まれる事業の効果】 住環境に左右されることなく、村内全域の児童・ 生徒に対し平等な学習機会を提供できる。	村
		田んぼ体験事業 小学生を対象に田んぼ体験を実施 【事業の必要性】 児童の健全育成のために必要である。 【見込まれる事業の効果】 労働の苦勞・喜びを感じ、食への関心が期待 できる。	村
		小中連携教育推進事業 会議の開催・研修会の開催・標準学力調査への取組 【事業の必要性】 児童生徒の健全育成のために必要である。 【見込まれる事業の効果】 学校教育の向上が期待できる。	村

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体
教育の振興	(4) 過疎地域持続 的発展特別事業	国際理解事業 外国語指導助手の配置 【事業の必要性】 児童生徒の健全育成のために必要である。 【見込まれる事業の効果】 語学力の向上や国際理解力の向上が期待できる。	村
		I C T環境整備事業 小中学校の教職員P C及び周辺機器等の賃貸借 【事業の必要性】 教職員の実務の効率化及び負担軽減のため必要である。 【見込まれる事業の効果】 学校教育の向上、併せて教員の働き方改革にも資する。	村
		特別支援教育支援員配置事業 小中学校へ支援員の配置 【事業の必要性】 児童生徒の健全育成のために必要である。 【見込まれる事業の効果】 学校教育の向上が期待できる。	村
		スクールカウンセラー配置事業 スクールカウンセラーの巡回相談 【事業の必要性】 児童生徒の健全育成のために必要である。 【見込まれる事業の効果】 学校教育の向上が期待できる。	県
		指導主事市町村派遣負担金事業 県教委から村教委への指導主事の派遣に対する負担金 【事業の必要性】 児童生徒の健全育成のために必要である。 【見込まれる事業の効果】 学校教育の向上が期待できる。	村
		むらづくり推進事業 野田村青年会へ補助 【事業の必要性】 魅力ある地域づくりのために必要である。 【見込まれる事業の効果】 地域活性化が期待できる。	村青年会
		野田村校外指導連絡会補助事業 野田村校外指導連絡会へ補助 【事業の必要性】 児童生徒の健全育成のために必要である。 【見込まれる事業の効果】 安心して暮らせる生活環境の向上が期待できる。	村校外指 導連絡会

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体
教育の振興	(4) 過疎地域持続 的発展特別事業	地区公民館活動促進事業 公民館の維持管理費及び修繕へ補助 【事業の必要性】 地域の開発と発展のために必要である。 【見込まれる事業の効果】 地域活性化が期待できる。	各地区 部落会等
		図書等購入事業 図書の整備充実 【事業の必要性】 教育と文化の発展のために必要である。 【見込まれる事業の効果】 社会教育の振興が期待できる。	村
		芸術文化振興事業 芸術文化協会に対する補助 【事業の必要性】 地域における芸術文化振興活動を支援するために必要である。 【見込まれる事業の効果】 芸術文化の普及振興のために必要である。	芸術文化 協会
		埋蔵文化財発掘調査事業 各種開発事業に伴う発掘調査 【事業の必要性】 埋蔵文化財の保護、調査及び研究のために必要である。 【見込まれる事業の効果】 村民の文化的向上が期待できる。	村
		野田村体育協会補助事業 体育協会及び各団体に対し補助 【事業の必要性】 スポーツの普及振興を図るために必要である。 【見込まれる事業の効果】 村民の健康増進、体力向上が期待できる。	体育協会
		野田村悠YOUスポーツ推進事業 各種スポーツの普及、教室開催 【事業の必要性】 スポーツを通じた地域づくりに必要である。 【見込まれる事業の効果】 村民の健康増進、体力向上が期待できる。	実行委
		野田村スポーツ少年団活動費補助事業 野田村スポーツ少年団の活動へ補助 【事業の必要性】 スポーツを通じた地域づくりに必要である。 【見込まれる事業の効果】 少年少女の心身の健全な育成が期待できる。	協議会

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体
教育の振興	(4) 過疎地域持続 的發展特別事業	e-スポ広場 レクリエーション運動機会の提供 【事業の必要性】 幅広い世代間の交流や村民の健康増進のために 必要である。 【見込まれる事業の効果】 村民の健康増進と地域交流の促進に繋がる。	村
		総合運動公園管理業務委託事業 管理・環境整備の委託 【事業の必要性】 安全で快適な利用環境を確保するために必要で ある。 【見込まれる事業の効果】 利用者の安全性・利便性の確保が期待できる。	村
		村民プール管理業務委託事業 村民プールの管理・清掃業務の委託 【事業の必要性】 安全で快適な利用環境を確保するために必要で ある。 【見込まれる事業の効果】 利用者の安全性・利便性の確保が期待できる。	村
		体育館管理業務委託事業 体育館内外の清掃業務の委託 【事業の必要性】 安全で快適な利用環境を確保するために必要で ある。 【見込まれる事業の効果】 利用者の安全性・利便性の確保が期待できる。	村
		総合センター管理業務委託事業 総合センターの管理業務の委託 【事業の必要性】 コミュニティ活動の振興や利用者の安全で快適な 利用環境を確保するために必要である。 【見込まれる事業の効果】 コミュニティ活動の振興、利用者の安全で快適な 利用環境の確保が期待できる。	村
		生涯学習センター管理業務委託事業 生涯学習センターの管理業務の委託 【事業の必要性】 生涯学習活動の振興や利用者の安全で快適な利用 環境を確保するために必要である。 【見込まれる事業の効果】 生涯学習活動の振興、利用者の安全で快適な利用 環境の確保が期待できる。	村

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体
教育の振興	(4) 過疎地域持続 的発展特別事業	アジア民族造形館施設管理事業 アジア民族造形館の施設管理 【事業の必要性】 誘客促進を図るために必要である。 【見込まれる事業の効果】 適正に管理することにより観光客の増加が期待できる。	村
		地域学校協働本部事業 小中学校へのコーディネーター配置、学校支援活動、放課後子ども教室 【事業の必要性】 児童生徒の健全育成のために必要である。 【見込まれる事業の効果】 学校教育、社会教育の向上が期待できる。	村
		奨学金返還支援事業 村に定住した者に返還金の一部又は全額を補助 【事業の必要性】 地域社会の担い手不足解消のために必要である。 【見込まれる事業の効果】 将来を担う人材確保及びUターン就職の促進が期待できる。	村
		岩手県立久慈翔北高等学校野田校舎振興会補助事業 岩手県立久慈工業翔北高等学校野田校舎振興会へ補助 【事業の必要性】 教育活動の援助及び入学定員数の確保のために必要である。 【見込まれる事業の効果】 経済的負担の軽減、入学者の増加が期待できる。	振興会
子育て環境の 確保、高齢者 等の保健及び 福祉の向上及 び増進	(8) 過疎地域持続 的発展特別事業	安心子育て環境づくり事業 保育料の完全無償化 【事業の必要性】 子育てしやすい環境づくりのために必要である。 【見込まれる事業の効果】 安心して暮らせる生活環境の向上が期待できる。	村
		放課後児童健全育成事業 放課後児童クラブの実施 【事業の必要性】 児童の健全育成のために必要である。 【見込まれる事業の効果】 子育て環境の向上が期待できる。	村

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体
子育て環境の 確保、高齢者 等の保健及び 福祉の向上及 び増進	(8) 過疎地域持続 的発展特別事業	特別保育事業 延長保育・障がい児保育・世代間交流・乳児保育 促進・地域子育て支援センター・病後児・一時預か り事業の委託実施 【事業の必要性】 就労と育児の両立支援を総合的に推進するた めに必要である。 【見込まれる事業の効果】 子育て世帯の福祉の向上が期待できる。	村
		エンゼル祝金事業 エンゼル祝金の支給 【事業の必要性】 次代を担う児童の健全な育成に資するために必 要である。 【見込まれる事業の効果】 子育て世帯の経済的負担の軽減が期待できる。	村
		在宅子育て応援手当事業 生後8週から満3歳までの在宅育児世帯に対し 商品券を交付 【事業の必要性】 幼児期における家庭保育を応援するために必要 である。 【見込まれる事業の効果】 子育て世帯の経済的負担の軽減が期待できる。	村
		保育所運営委託事業 社会福祉法人野田村保育会等に保育所運営を委 託 【事業の必要性】 保護者の就労等により保育に欠ける児童の健全 育成のために必要である。 【見込まれる事業の効果】 子育て環境の向上が期待できる。	村
		新生児誕生祝品支給事業 新生児の誕生を祝福するとともに健全な育成に 資するため祝品を支給 【事業の必要性】 次代を担う児童の健全な育成に資するために必 要である。 【見込まれる事業の効果】 子育て環境の向上が期待できる。	村
		妊産婦健康診査交通費助成事業 医療機関へ通院する妊産婦に対し通院費を助成 【事業の必要性】 妊産婦の経済的負担の軽減をするために必要で ある。 【見込まれる事業の効果】 妊産婦の経済的負担の軽減が期待できる。	村

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体
子育て環境の 確保、高齢者 等の保健及び 福祉の向上及 び増進	(8) 過疎地域持続 的発展特別事業	母子寡婦福祉協会補助事業 母子寡婦福祉協会へ補助 【事業の必要性】 安心して暮らせる生活環境の構築のために必要 である。 【見込まれる事業の効果】 ひとり親家庭の生活環境の向上が期待できる。	母子寡婦 福祉協会
		老人保護措置事業 養護老人ホーム等の入所委託 【事業の必要性】 高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定のた めに必要である。 【見込まれる事業の効果】 安心して暮らせる生活環境の向上が期待できる。	村
		長寿祝い事業 敬老会の実施、米寿等歳祝い品の贈呈 【事業の必要性】 敬老の意を表するとともに福祉の増進のため に必要である。 【見込まれる事業の効果】 高齢者福祉の向上が期待できる。	村
		生活支援ハウス運営事業 生活支援ハウスの管理・運営を委託 【事業の必要性】 高齢者が安心して健康で明るい生活を送れるよ う支援するために必要である。 【見込まれる事業の効果】 高齢者等の福祉の向上が期待できる。	村
		老人クラブ育成事業 老人クラブ連合会及び各クラブへ補助 【事業の必要性】 高齢者が老後の生活を健全で豊かなものにする ために必要である。 【見込まれる事業の効果】 高齢者福祉の向上が期待できる。	老人クラブ 連合会等
		認知症カフェ運営事業 認知症カフェの運営を委託 【事業の必要性】 認知症の方とその家族を支える地域づくりのた めに必要である。 【見込まれる事業の効果】 認知症の普及啓発、福祉の増進が期待できる。	村
		いきいき百歳体操普及事業 地域における百歳体操の実施を支援 【事業の必要性】 高齢者が心身ともに健康で、安心して暮らせる生 活環境の構築のために必要である。 【見込まれる事業の効果】 福祉の増進が期待できる。	村

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体
子育て環境の 確保、高齢者 等の保健及び 福祉の向上及 び増進	(8) 過疎地域持続 的発展特別事業	生活支援コーディネーター事業 生活支援コーディネーターを配置 【事業の必要性】 住み慣れた地域で生きがいを持って生活するため に必要である。 【見込まれる事業の効果】 福祉の増進が期待できる。	村
		地域包括支援センター運営事業 地域包括支援センターの運営 【事業の必要性】 村民の心身の健康の保持及び生活の安定のため に必要である。 【見込まれる事業の効果】 保健介護の向上及び福祉の増進が期待できる。	村
		一般介護予防事業 介護予防に関する普及啓発及び活動を支援 【事業の必要性】 高齢者が心身ともに健康で、安心して暮らせる生 活環境の構築のために必要である。 【見込まれる事業の効果】 高齢者の健康増進が期待できる。	村
		認知症初期集中支援推進事業 認知症初期集中支援チームの運営及び専門医師 の委託 【事業の必要性】 認知症の方とその家族を支える地域づくりのため に必要である。 【見込まれる事業の効果】 早期診断・対応の支援や普及啓発等が期待できる。	村
		認知症地域支援・ケア向上事業 認知症地域支援推進員等の養成や普及・啓発活動 【事業の必要性】 認知症の方とその家族を支える地域づくりのため に必要である。 【見込まれる事業の効果】 認知症の普及啓発、福祉の増進が期待できる。	村
		在宅福祉事業 紙おむつ券の支給及び見守り通報サービスの提 供 【事業の必要性】 安心して暮らせる生活環境の構築のために必要 である。 【見込まれる事業の効果】 福祉の増進が期待できる。	村

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体
子育て環境の 確保、高齢者 等の保健及び 福祉の向上及 び増進	(8) 過疎地域持続 的発展特別事業	在宅高齢者等食事サービス事業 在宅高齢者等に対し配食サービスを提供 【事業の必要性】 在宅高齢者等の家族介護者の負担軽減のために 必要である。 【見込まれる事業の効果】 高齢者の低栄養予防、福祉の増進が期待できる。	村
		身体障害者協議会補助事業 野田村身体障害者協議会へ補助 【事業の必要性】 身体障害者の更生、援助に資するために必要である。 【見込まれる事業の効果】 障がい者の生活環境の向上が期待できる。	村身障協
		地域生活支援事業 日中活動事業へ補助、相談支援及び日常生活用具 の給付 【事業の必要性】 障がい者が地域で安心して生活するために必要 である。 【見込まれる事業の効果】 福祉の増進が期待できる。	村
		障害者医療費助成事業 障害者医療費の一部を助成 【事業の必要性】 障がい者が地域で安心して生活するために必要 である。 【見込まれる事業の効果】 障がい者の経済的負担の軽減が期待できる。	村
		障害者自立支援給付事業 介護・訓練サービス及び補装具の給付 【事業の必要性】 障がい者が地域で安心して生活するために必要 である。 【見込まれる事業の効果】 福祉の増進が期待できる。	村
		障がい者福祉タクシー助成事業 非課税世帯の重度障がい者に対しタクシー助成 券を交付 【事業の必要性】 障がい者が地域で安心して生活するために必要 である。 【見込まれる事業の効果】 障がい者の社会参加の促進、福祉の増進が期待で きる。	村

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体
子育て環境の 確保、高齢者 等の保健及び 福祉の向上及 び増進	(8) 過疎地域持続 的発展特別事業	障害児通所給付事業 障がい児通所サービス等の給付 【事業の必要性】 障がい児の更生を支援するために必要である。 【見込まれる事業の効果】 福祉の増進が期待できる。	村
		野田村村社会福祉協議会補助事業 野田村社会福祉協議会へ補助 【事業の必要性】 地域福祉の課題解決のために必要である。 【見込まれる事業の効果】 福祉の増進が期待できる。	村社協
		心配ごと相談所運営事業 心配ごと相談所の運営 【事業の必要性】 安心して暮らせる生活環境の構築のために必要 である。 【見込まれる事業の効果】 福祉の増進が期待できる。	村
		久慈地域成年後見センター運営委託事業 成年後見制度等に係る相談窓口 【事業の必要性】 判断能力が十分でない者の福祉の増進を図るた めに必要である。 【見込まれる事業の効果】 福祉の増進が期待できる。	久慈市 社協
		地域福祉事業 高齢者等の日常の生活支援及びそれを支えるボ ランティアとのマッチング及び育成、地区サロンの 運営支援、通院支援バスの運行 【事業の必要性】 地域住民の見守りやケアのために必要である。 【見込まれる事業の効果】 福祉の増進が期待できる。	村
		高齢者及び障がい者にやさしい住まいづくり推進 事業 自宅のバリアフリー改修費を補助 【事業の必要性】 障がい者の自立と介護の負担軽減並びに在宅福 祉の向上を図るために必要である。 【見込まれる事業の効果】 福祉の増進が期待できる。	村

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体
子育て環境の 確保、高齢者 等の保健及び 福祉の向上及 び増進	(8) 過疎地域持続 的発展特別事業	福祉有償運送事業 要介護者や障がい者等に対する福祉有償運送を 実施 【事業の必要性】 安心して暮らせる生活環境の構築のために必要 である。 【見込まれる事業の効果】 福祉の増進が期待できる。	村
		高齢者等安否確認事業 高齢者世帯等の安否確認 【事業の必要性】 被災者支援のために必要である。 【見込まれる事業の効果】 福祉の増進が期待できる。	村
		災害援護資金貸付事業 災害援護資金借入者に対し貸付 【事業の必要性】 被災者支援のために必要である。 【見込まれる事業の効果】 経済的負担の軽減が期待できる。	村
		災害援護資金利子補給事業 災害援護資金借入者に対し償還金利子分を補助 【事業の必要性】 安心して暮らせる生活環境の構築のために必要 である。 【見込まれる事業の効果】 経済的負担の軽減が期待できる。	村
		1歳6か月児及び3歳児健診事業 1歳6か月児及び3歳児の健診 【事業の必要性】 安心して暮らせる生活環境の構築のために必要 である。 【見込まれる事業の効果】 子育て環境の向上が期待できる。	村
		歯科検診事業 幼児歯科検診、妊婦歯科検診 【事業の必要性】 安心して暮らせる生活環境の構築のために必要 である。 【見込まれる事業の効果】 子育て環境の向上が期待できる。	村
		妊婦乳幼児健康診査事業 妊婦乳幼児の健康診査 【事業の必要性】 妊婦の経済的負担を軽減するために必要である。 【見込まれる事業の効果】 妊産婦の経済的負担の軽減が期待できる。	村

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体
子育て環境の 確保、高齢者 等の保健及び 福祉の向上及 び増進	(8) 過疎地域持続 的発展特別事業	人間ドック補助事業 人間ドック利用料を補助 【事業の必要性】 村民の健康管理と疾病の早期発見を推進し、健康増進を図るために必要である。 【見込まれる事業の効果】 安心して暮らせる生活環境の向上、村民の経済的負担の軽減が期待できる。	村
		各種検診事業 国保特定健診、結核、各種がん検診等 【事業の必要性】 村民の健康管理と疾病の早期発見を推進し、健康増進を図るために必要である。 【見込まれる事業の効果】 安心して暮らせる生活環境の向上が期待できる。	村
		インフルエンザ予防接種事業 インフルエンザ予防接種費用の無料化 【事業の必要性】 村民の健康増進を図るために必要である。 【見込まれる事業の効果】 安心して暮らせる生活環境の向上が期待できる。	村
		各種予防接種事業 定期接種、任意接種（高齢肺炎、成人麻疹・風しん、おたふくかぜ） 【事業の必要性】 村民の健康管理と疾病の早期発見を推進し、健康増進を図るために必要である。 【見込まれる事業の効果】 安心して暮らせる生活環境の向上が期待できる。	村
		食生活改善推進事業 食生活改善推進員協議会に対して食生活改善普及事業を委託 【事業の必要性】 村民の健康増進を図るために必要である。 【見込まれる事業の効果】 安心して暮らせる生活環境の向上が期待できる。	村
		献血推進事業 献血推進協議会へ補助 【事業の必要性】 安心して暮らせる生活環境の構築のために必要である。 【見込まれる事業の効果】 福祉の増進が期待できる。	協議会

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体
子育て環境の 確保、高齢者 等の保健及び 福祉の向上及 び増進	(8) 過疎地域持続 的発展特別事業	こころの健康相談センター事業 こころの健康相談事業を実施 【事業の必要性】 安心して暮らせる生活環境の構築のために必要である。 【見込まれる事業の効果】 福祉の増進が期待できる。	村
		保健センター維持管理事業 保健センターの施設及び設備の維持管理 【事業の必要性】 村民の健康づくり推進等のために必要である。 【見込まれる事業の効果】 安心して暮らせる生活環境の向上が期待できる。	村
		産婦健康診査事業 産後2週間及び1か月前後の産婦健康診査に対し助成 【事業の必要性】 安心して暮らせる生活環境の構築のために必要である。 【見込まれる事業の効果】 妊産婦の経済的負担の軽減が期待できる。	村
		新生児聴覚検査事業 生後1週間から1か月までに行う新生児の聴覚検査に対する助成 【事業の必要性】 安心して暮らせる生活環境の構築のために必要である。 【見込まれる事業の効果】 子育て環境の向上が期待できる。	村
		野田村精神障がい者家族会補助事業 野田村精神障がい者家族会へ補助 【事業の必要性】 安心して暮らせる生活環境の構築のために必要である。 【見込まれる事業の効果】 精神保健福祉の向上が期待できる。	村家族会
		地域自殺対策強化事業 相談先や予防の普及啓発、関係機関との連携、こころの健康づくり講演会・健診等を実施 【事業の必要性】 安心して暮らせる生活環境の構築のために必要である。 【見込まれる事業の効果】 福祉の増進が期待できる。	村

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体
子育て環境の 確保、高齢者 等の保健及び 福祉の向上及 び増進	(8) 過疎地域持続 的発展特別事業	子育て世代包括支援センター事業 母子の実情把握、相談・情報提供・助言、保健 指導、関係機関との連絡調整など包括的な支援を 実施 【事業の必要性】 安心して暮らせる生活環境の構築のために必要 である。 【見込まれる事業の効果】 子育て環境の向上が期待できる。	村
		生活困窮者冬季特別対策等事業 住民税非課税世帯及び家計急変世帯に対し、灯油 購入費の一部を助成 【事業の必要性】 安心して暮らせる生活環境の構築のために必要 である。 【見込まれる事業の効果】 経済的負担の軽減が期待できる。	村
		生活者支援対策事業 生活者を支援するため全世帯に対し、商品券を助 成 【事業の必要性】 安心して暮らせる生活環境の構築のために必要 である。 【見込まれる事業の効果】 経済的負担の軽減が期待できる。	村
		価格高騰緊急支援事業 住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税で ある世帯と、その世帯内の18歳未満の児童一人につ き現金を給付 【事業の必要性】 安心して暮らせる生活環境の構築のために必要 である。 【見込まれる事業の効果】 経済的負担の軽減が期待できる。	村
		定額減税補足給付金事業 定額減税にて税金がひききれないと見込まれる 者に対し、不足分を現金で給付 【事業の必要性】 安心して暮らせる生活環境の構築のために必要 である。 【見込まれる事業の効果】 経済的負担の軽減が期待できる。	村

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体
子育て環境の 確保、高齢者 等の保健及び 福祉の向上及 び増進	(8) 過疎地域持続 的発展特別事業	エアコン設置支援事業 低所得世帯を対象にエアコンの購入・設置費用の 一部を助成 【事業の必要性】 安心して暮らせる生活環境の構築のために必要 である。 【見込まれる事業の効果】 経済的負担の軽減が期待できる。	村
		保育対策総合支援事業 野田村保育会に対し、保育支援者や保育補助者へ の人件費を補助 【事業の必要性】 保護者の就労等により保育に欠ける児童の健全 育成のために必要である。 【見込まれる事業の効果】 子育て環境の向上が期待できる。	村
		児童手当支給事業 児童がいる世帯に対し、保育支援者や保育補助者 への人件費を補助 【事業の必要性】 次代を担う児童の健全な育成に資するために必 要である。 【見込まれる事業の効果】 子育て環境の向上と経済的負担の軽減が期待で きる。	村
		高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的実施事 業 後期高齢者の健康課題の分析、フレイル予防等の 実 【事業の必要性】 後期高齢者が心身ともに健康で、安心して暮ら せる生活環境の構築のために必要である。 【見込まれる事業の効果】 後期高齢者の健康増進が期待できる。	村
		高齢者補聴器購入助成事業 難聴で悩む高齢者に対し、補聴器の購入費の一部 を助成 【事業の必要性】 安心して暮らせる生活環境の構築のために必要 である。 【見込まれる事業の効果】 福祉の増進が期待できる。	村

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体
子育て環境の 確保、高齢者 等の保健及び 福祉の向上及 び増進	(8) 過疎地域持続 的発展特別事業	健康増進事業 地区健康相談、訪問指導等を実施 【事業の必要性】 村民の健康管理と疾病の早期発見を推進し、健康増進を図るために必要である。 【見込まれる事業の効果】 安心して暮らせる生活環境の向上が期待できる。	村
		带状疱疹予防接種事業 带状疱疹予防接種の一部を助成 【事業の必要性】 村民の健康増進を図るために必要である。 【見込まれる事業の効果】 安心して暮らせる生活環境の向上が期待できる。	村
		新型コロナウイルスワクチン接種対策事業 新型コロナウイルスワクチン接種の一部を助成 【事業の必要性】 村民の健康増進を図るために必要である。 【見込まれる事業の効果】 安心して暮らせる生活環境の向上が期待できる。	村
		妊婦支援給付金事業 妊婦に対し、支援給付金を給付 【事業の必要性】 妊婦の経済的負担の軽減をするために必要である。 【見込まれる事業の効果】 妊婦の経済的負担の軽減に期待できる。	村
		旧玉川児童館解体事業 児童クラブの統合により供用を終了した旧玉川児童館の解体 【事業の必要性】 行政サービスの適切な対応のために必要である。 【見込まれる事業の効果】 安心して暮らせる生活環境の向上が期待できる。	村
医療の確保	(3) 過疎地域持続 的発展特別事業	医療機関バス運行事業 医療機関へのバス運行を実施 【事業の必要性】 安心して暮らせる生活環境の構築のために必要である。 【見込まれる事業の効果】 医療体制の確保や維持が期待できる。	村
		診療所機能整備事業 診療所の医療会計システム(レセプトコンピューター)更新 【事業の必要性】 医療体制の機能整備のために必要である。 【見込まれる事業の効果】 医療情報管理の適正化とセキュリティ強化により、安定した医療提供体制の確保・維持が可能となり、村民が安心して医療を受けられる	村

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体
生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業	水質検査事業 水質の法定検査の実施 【事業の必要性】 安心して暮らせる生活環境の構築のために必要である。 【見込まれる事業の効果】 公衆衛生及び生活環境の向上が期待される。	村
		消防団活動費補助金交付事業 消防団へ補助 【事業の必要性】 消防団活動の充実を図るために必要である。 【見込まれる事業の効果】 日頃の予防活動の向上や、災害時の救助・警戒活動、避難誘導等が期待できる。	消防団
		自主防災組織育成補助金交付事業 各自主防災組織へ補助 【事業の必要性】 自主防災組織の育成を図るために必要である。 【見込まれる事業の効果】 災害時の迅速な対応が期待できる。	自主防災組織
		非常食等備蓄事業 避難所設置等を想定した非常食等を備蓄 【事業の必要性】 災害時に村民へ提供するために必要である。 【見込まれる事業の効果】 避難所等での生活環境の向上が期待できる。	村
		防災マップ作成事業 地震・津波、洪水・浸水及び土砂災害防災マップの作成 【事業の必要性】 防災意識の向上を図るために必要である。 【見込まれる事業の効果】 安心して暮らせる生活環境の向上が期待できる。	村
		衛生班連合会補助事業 野田村衛生班連合会への補助、家庭用生ごみ処理機等購入費助成 【事業の必要性】 衛生環境向上のために必要である。 【見込まれる事業の効果】 安心して暮らせる生活環境の向上が期待できる。	連合会
		リサイクル資源集団回収奨励事業 地域等の集団回収量に応じ奨励金を交付 【事業の必要性】 衛生環境向上のために必要である。 【見込まれる事業の効果】 安心して暮らせる生活環境の向上が期待できる。	村

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体
生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業	交通安全対策事業 地域安全協議会交通安全対策部会へ補助 【事業の必要性】 道路交通の安全を保持するために必要である。 【見込まれる事業の効果】 安心して暮らせる生活環境の向上が期待できる。	協議会
		防犯対策事業 地域安全協議会防犯部会へ補助 【事業の必要性】 安全意識の高揚と自主的な安全活動の推進のために必要である。 【見込まれる事業の効果】 安心して暮らせる生活環境の向上が期待できる。	協議会
		防犯灯設置事業 防犯灯の設置補助 【事業の必要性】 夜間における犯罪の防止と通行の安全を確保するために必要である。 【見込まれる事業の効果】 安心して暮らせる生活環境の向上が期待できる。	各地区
地域における 情報化	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	地域情報通信施設維持管理事業 地域情報通信施設（光ファイバー等）の維持管理 【事業の必要性】 情報化推進を図るために必要である。 【見込まれる事業の効果】 住民相互のコミュニケーションの拡充、地域の活性化と住民福祉の向上が期待できる。	村
		農村情報連絡施設（防災行政無線）維持管理事業 農村情報連絡施設保守点検業務委託 【事業の必要性】 情報化推進を図るために必要である。 【見込まれる事業の効果】 広報活動及び非常災害等の伝達を円滑にし、住民福祉の増進が期待できる。	村
移住・定住・ 地域間交流の 促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	定住促進事業 住宅の新築・購入及び土地の購入、賃貸住宅へ居住する移住者等に対する補助 【事業の必要性】 定住促進を図るために必要である。 【見込まれる事業の効果】 移住・定住者の増加が期待できる。	村
		OOS協定交流事業 OOS協定に基づく交流事業の実施 【事業の必要性】 関係・交流人口増加に資するために必要である。 【見込まれる事業の効果】 関係・交流人口の増加が期待できる。	村

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体
移住・定住・ 地域間交流の 促進、人材育 成	(4) 過疎地域持続 的発展特別事業	友好町村交流事業 友好町村「北海道様似町」との交流事業の充実 【事業の必要性】 関係・交流人口増加に資するために必要である。 【見込まれる事業の効果】 関係・交流人口の増加が期待できる。	村
		野田はまなす会事業 野田村出身者で組織する野田はまなす会の運営 【事業の必要性】 関係・交流人口増加に資するために必要である。 【見込まれる事業の効果】 関係・交流人口の増加が期待できる。	野田 はまなす会
		心はいつものだ村民 登録者増加に向けた広報活動の実施、新たな交流 機会の創出 【事業の必要性】 関係・交流人口増加に資するために必要である。 【見込まれる事業の効果】 関係・交流人口の増加が期待できる。	村
交通施設の整 備、交通手段 の確保	(9) 過疎地域持続 的発展特別事業	三陸鉄道支援事業 岩手県三陸鉄道強化促進協議会負担金 【事業の必要性】 公共交通を維持するために必要である。 【見込まれる事業の効果】 過疎地域の利便性の向上・安心して暮らせる持 続可能な生活環境の構築が期待できる。	協議会
		三陸鉄道支援事業 三陸鉄道運営費補助金及び三陸鉄道経営安定化 対策交付金 【事業の必要性】 公共交通を維持するために必要である。 【見込まれる事業の効果】 過疎地域の利便性の向上・安心して暮らせる持 続可能な生活環境の構築が期待できる。	三陸鉄道
		村営バス運行事業 村営バスの運行 【事業の必要性】 公共交通を維持するために必要である。 【見込まれる事業の効果】 過疎地域の利便性の向上・安心して暮らせる持 続可能な生活環境の構築が期待できる。	村
		道路維持事業 道路台帳補正業務委託 【事業の必要性】 適正な管理を図るために必要である。 【見込まれる事業の効果】 適正に管理することにより、村民の生活環境の 向上が期待できる。	村

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体
交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業	橋りょう修繕事業 橋りょう定期点検業務委託及び長寿命化修繕計画更新業務委託 【事業の必要性】 適正な管理を図るために必要である。 【見込まれる事業の効果】 点検結果に基づき適正に管理、更新することにより、村民の生活環境の向上が期待できる。	村
再生可能エネルギーの利用の推進	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	自然公園保護管理委託事業 自然公園の保護管理委託 【事業の必要性】 多面的、公益的な機能をもつ自然環境保全のために必要である。 【見込まれる事業の効果】 自然環境の適正な保全が期待できる。	村
		再生可能エネルギー等導入促進事業 再生可能エネルギーを導入する一般家庭に対し助成 【事業の必要性】 環境の保全及びエネルギー自給率の向上のために必要である。 【見込まれる事業の効果】 自然環境の適正な保全が期待できる。	村
集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	住民懇談会事業 活力あるむらづくりのための住民と村の対話機会の創出 【事業の必要性】 村民と行政の身近な協調・協力関係づくりに必要である。 【見込まれる事業の効果】 活力のあるむらづくりが期待できる。	村
		21世紀むらづくり委員会事業 21世紀むらづくり委員会の開催 【事業の必要性】 村民と行政が協働する住民参加によるむらづくりを推進するために必要である。 【見込まれる事業の効果】 活力のあるむらづくりが期待できる。	村
		むらづくり推進事業費補助事業 地域づくりに対し補助 【事業の必要性】 地域の自主的な地域づくりを支援するために必要である。 【見込まれる事業の効果】 活力のあるむらづくりが期待できる。	協議会等

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体
集落の整備	(2) 過疎地域持続 的発展特別事業	野田村地域づくり交付金交付事業 活動経費に対し、交付金を交付 【事業の必要性】 各自治会等の活動を支援するために必要である。 【見込まれる事業の効果】 活力のあるむらづくりが期待できる。	村
その他地域の 持続的発展に 関し必要な事 項		十府ヶ浦公園等管理事業 官民協働による十府ヶ浦公園等の維持管理 【事業の必要性】 適正な維持管理のために必要である。 【見込まれる事業の効果】 活力のあるむらづくりが期待できる。	村 関係団体
		統合型地図情報システムデータ更新事業 空中写真撮影及び地籍図、住宅地図、道路現況図 及び上下水道管路図等各データ更新 【事業の必要性】 行政サービスの適切な対応のために必要である。 【見込まれる事業の効果】 行政サービスの向上が期待できる。	村
		東日本大震災追悼行事 追悼行事の開催 【事業の必要性】 追悼・祈念の場として必要である。 【見込まれる事業の効果】 災害の脅威、教訓を後世に残すことができる。	村
		コミュニティ助成事業 地区のコミュニティ活動のための備品購入へ補 助 【事業の必要性】 住民が自主的にコミュニティ活動を行うために 必要である。 【見込まれる事業の効果】 地域の連帯感に基づく自治意識の向上が期待で きる。	村 自治会等
		〇〇S協定交流事業（再掲） 〇〇S協定に基づく交流事業の実施 【事業の必要性】 関係・交流人口増加に資するために必要である。 【見込まれる事業の効果】 関係・交流人口の増加が期待できる。	村
		村公式ウェブサイト保守管理事業 村公式ウェブサイト管理委託 【事業の必要性】 行政サービスの適切な対応のために必要である。 【見込まれる事業の効果】 行政サービスの向上が期待できる。	村

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体
その他地域の 持続的発展に 関し必要な事 項		事務機器・ソフトウェア整備事業 事務機器やソフトウェアの導入、更新及び保守管理 【事業の必要性】 時代に即した行政サービスの提供のために必要である。 【見込まれる事業の効果】 行政サービスの向上が期待できる。	村
		広報のだ発行事業 広報のだ等の発行 【事業の必要性】 村税の容易かつ確実な納付に資せしめるために必要である。 【見込まれる事業の効果】 村民の納税意識の向上が期待できる。	村
		男女共同参画推進事業 男女共同参画推進協議会への補助 【事業の必要性】 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思による社会のあらゆる分野における活動へ参画するために必要である。 【見込まれる事業の効果】 地域活力の向上が期待できる。	協議会
		久慈広域連合負担金 介護保険給付、し尿処理、火葬、ごみ処理、運営経費 【事業の必要性】 行政サービスの適切な対応のために必要である。 【見込まれる事業の効果】 行政サービスの向上が期待できる。	広域連合
		北奥羽開発促進協議会負担金 北奥羽地域内の重点要望活動等に係る負担金 【事業の必要性】 岩手県北、秋田県北東及び青森県南地域における総合的な開発発展のために必要である。 【見込まれる事業の効果】 関係市町村の行財政の合理的かつ効率的な運営が期待できる。	八戸市
		野田村まち・ひと・しごと創生総合戦略事業 総合戦略に掲げる各種事業 【事業の必要性】 地方創生を推進するために必要である。 【見込まれる事業の効果】 地域活性化が期待できる。	村